

平成22年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年6月18日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月18日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 企 画 情 報 課 長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓		
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 険 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	山内 巧	総務課長	浅野 睦
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教 育 課 長	加賀 松利	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
6	松本正美	本町のICT（情報通信技術）積極活用について.....	168
7	山田邦夫	ごみの減量と環境美化を推進せよ.....	176
8	米野秀雄	地震防災対策について.....	190
9	中村英子	第二学戸区画整理事業内の農業用水路について.....	198
		人口減少と子育て支援、それに伴う町の将来像は？.....	202

議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成22年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、昨日に引き続き、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付のとおりです。

一般質問される議員の皆さん及び答弁される皆さんに議長と広報編集委員長からのお願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出いただき、広報編集及び会議録作成にご協力ください。

これより日程に入りますが、答弁される皆さんは努めて簡潔明瞭にお願いをいたします。

議長 伊藤正昇君

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

質問6番 松本正美君の2問目「本町のICT（情報通信技術）積極活用について」を許可をいたします。

1番 松本正美君

おはようございます。1番の公明党の松本正美でございます。

きのうに引き続きまして、2番目の質問で、本町のICT（情報通信技術）積極活用についてを質問させていただきます。

地域におけるICTの活用は、住民福祉の向上や地域コミュニティの再生に大きな役割を果たすと期待されているところであります。

本町でも、財政状況が厳しい中で、業務の効率化を図りつつ住民の利便性の向上を図るためには、これまで以上に電子自治体を推進する必要があります。地域におけるICTの活用は、介護・医療施設や高齢者の見守りシステム等、地域住民の暮らしの安全確保に直結しております。つまり地域におけるICTの活用は、地域が有する強みの発揮と弱みの克服を可能として、ひいては住民福祉の向上や地域コミュニティの維持再生につながると期待されておるところであります。

そこでお伺いいたします。町民の目線でさまざまな分野でのICTの積極活用が求められておりますが、本町のICTの積極活用について、今後どのような取り組みを考えてみえるのかお伺いいたします。

総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

本町の通信技術につきましては、今後どのような取り組みを考えてみえるかというご質問かと思えます。

ICTの活用には、議員ご指摘のように、医療面それから児童や高齢者の見守り、それと

防災システムなどが挙げられると思います。町においても、現在、教育課において利用応募のあった方を対象に「きずなネット」ということで、不審者情報や犯罪情報などを携帯電話に提供しております。

今後の具体的な活用につきましては今のところございませんので、他の課と連携をとり、今後研究していきたいというふうに今考えております。

以上です。

1番 松本正美君

今、ICTの活用ということで、介護だとか医療だとか、それぞれ蟹江町としても取り組んではみえるわけなんですけど、今後の活用ということで大まかなお話があったわけなんですけど、これから今後、地域におけるICTの活用ということで、住民福祉の向上、また地域のコミュニティーの再生、つながる期待が大きいわけなんですけど、特に本町でも情報化を進める中で、さらに利用しやすい仕組みを必要とする高齢者また障害者への十分な配慮が必要ではないかなと、このように思うわけなんです。また、地域情報化に対する町民の評価についても、どのように今後把握していくのか、わかる範囲内でご見解をお聞かせいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

住民の方々のお考え、ニーズというようなことにつきましては、今のところ本当に、申しわけございません、どのような方法でということでは具体的に施策があるわけではございませんが、今後、ホームページなども来年度リニューアルを考えておりますので、そういう中で何か聞き取り等ができればというふうには、今のところ思っております。

以上です。

1番 松本正美君

今、ホームページでリニューアルを考えているということで、次にまたホームページのところありますので、そこでまたお聞きしたいと思います。皆さんから要望をいただいていることもありますので、ここで要望させていただきます。

今後、本町でも高齢者の人口がふえると予想されているわけなんですけど、情報化を進める中で利用しやすい高齢者へのICTの積極活用のため、ITの講習会を実施していただけないでしょうか。また、認知高齢者の徘徊に対応したICTの活用による検索システムの導入や、また障害者の就労支援として情報通信ネットワークを活用した支援などの取り組みも考えていただきたいなど、ICTの積極的な活用を住民の皆さんも望んでみえますので、どうかこの利用についても積極的に考えていただきたいなど、このように思います。よろしくお願いたします。

次に、ホームページの情報公開について質問させていただきます。

私は、責任の明確化による行政の活性化は、ホームページの活用の観点から改善すべきで

はないかと申し上げます。まず、改善すべき項目として、行政の匿名性について申し上げます。町民の側から見るとわかりにくく、コミュニケーションしづらいのが行政ではないかと、もっとわかるようにできないかと町民の皆様より要望いただいております。蟹江町のホームページを見てみると、町長以外、だれの名前が掲載されていますでしょうか。図書館、保健センター、保育園も見てください。町の組織にも町の施設にも、責任者の名前すらありません。わずかに小学校、学校の校長先生の名前が見受けられるだけであります。町民と協働と言っても、開かれたまちづくりと言っても、行政の責任者や窓口の顔は見えないままであります。町民と行政が両輪となるまちづくりと言っても、職員が町民に向けて責任を「見える化」にすることで推進され、また経営化、効率化が今まで以上に可能となるのではないのでしょうか。世間では代表者の氏名を載せない企業や団体がどこにあるのでしょうか。まずは全部署で責任者の「見える化」に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、人事異動のたびに困るのは、だれがどこの部署に行って、連絡先は何番なのかという問題であります。議員でさえわかりにくいのですから、町民の皆様にもわかりようありません。機構図、役職者のダイヤルインの番号、これだけを町のホームページにリアルタイムに載せるだけで全部片づいてしまいます。町のホームページの「見える化」は最低必要だと思いますが、町当局はこのことをどのように考えておみえでしょうか、お伺いいたします。
総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

職員が町民に向けての責任の「見える化」とは、機構図、役職者名、ダイヤルインの番号を載せることは最低必要と思うが、どうかというご質問かと思えます。

ホームページのほうに役職名を載せておりませんが、必ずしもそこに載っていないから責任がないというわけではございませんので、その辺はご理解ください。そこでホームページの役職名の掲載につきましては、住民の皆様から電話等をいただいた場合には、役職名や担当者名でご指名いただくことによって、組織として対応をさせていただいているが現状でございます。電話を受けた場合には、所属名、氏名を名乗って対応させていただくよう、またこちらのほうも努めておりますので、現在のところ、役職者名をホームページに掲載することは差し控えさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、あと機構図につきましては、今でもホームページの暮らしのガイドから見ていただくことができます。ダイヤルインの番号につきましては、これは今現在設けておりませんので、内線番号につきましては、こちらの暮らしのガイドの中で案内をさせていただいているところでございます。

以上です。

1番 松本正美君

皆さんのやっぱり要望のお話の中にホームページを見られる方が結構多いもんですから、そうした匿名でなく名前を、やっぱり責任部署を明確にさせていただきたいというお話も聞き

ますので、そうした要望等があったわけなんです。電話かかってくれば、そのように対応してみえるという今の次長のお話なんですけど、やっぱりこれから町の協働のまちづくりという視点に立ったときに、やっぱりそうしたことも考えていかなきゃいけないんじゃないかなと、このように思うわけなんですけど、この点についてはやっぱり町長のほうからお話を聞いたほうがいいかなと思いますので、この点よろしくお願いします。

町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

松本議員おっしゃるとおり、確かにホームページの活用は年々実はふえております。実際いろんなお話し合いをさせていただく中で、自分自身も町の情報それからほかの情報を取るときに必ずその地方自治体のホームページにアクセスをして、いろいろな情報を取るということを心がけておるわけでありますが、議員の皆様も少なからずそういうふうな状況で情報を取られる方多いというふうに思っております。

そんな中で、確かに蟹江町のホームページの表紙も含めて若干形態がちょっと古い古いと言うと語弊がありますが、今の新しいタイプとはちょっと違っているというのは、もう既に私自身も理解をしているところであります。先ほどちょっと担当者が申し上げましたとおり、来年度のリニューアルに向けて、今、担当が奔走しております。表紙の画面を見ていただきますと、総合公園のモニュメントがずっと正面の表紙についておりますが、それもまたうちでできることは既にやらせていただきたいなということも考えておりますし、実際2年ぐらい前からリニューアルのことについては考えております。

ついでに、この「見える化」についても、当然議員指摘される前からいろんな方々からご意見をいただいているのも事実でありますので、どこまでできるかはわかりませんが、しっかりこれは機構図も含めて考えていきたいな、できることはすぐやりたいなというふうに思っております。リニューアルにあわせてスタートをさせていただきたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

1番 松本正美君

ホームページについてで、ここでお聞きしたいわけなんですけど、以前もホームページに対しては議員の方からもお話があったわけなんですけど、このホームページを見てみますと、内部の業務の改善はかなり進んでいると思うわけなんですけど、非常に町民の利便性が高まるコンテンツが見えてきていないというのが、ホームページにもう少しそうしたものにふやしていただきたいなと思うわけなんです。

町民ニーズの把握で最も有効なのは、やっぱりインターネットだと思うわけなんです。どういうメニューが町民から求められているのかということに対して、また皆様から喜ばれているのかと、また優れているのかといった調査や検討なんかはされていると思うんですけど、

その検討や調査をされていたら、そのことをお聞きしたいのと、それと、これは埼玉県宮代町で、全職員がホームページの更新に参加して、庁舎内の情報を即時公開しているという、そういうホームページを見ていただくとわかるわけなんですけど、そういう形をとってみえるわけなんです。ホームページで一番大事なことは、ホームページを見る側の視点に立って語りかけてくれるようなホームページというのが一番大事なんじゃないか。本当に制作者の情熱が感じられるような、そういうホームページに取り組むのが一番大事だとも言われております。そういった面で、今後のリニューアルされるということですので、どういう形でやられるのか、そこも含めてお聞きしたいと思います。

総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

まず、住民の方々からの要望・要求ということを、こちらのほうからアンケート形式でとったということは、今のところございません。ただ、いろいろホームページ、インターネットを通じまして住民の方々からのご意見等はいただいております。そういう中で、ホームページに関するようなものにつきましては、改善できるものについては即座に改善をさせていただいているところでございます。例えば役所の施設関係なんか、前、地図とかなんかなかったんですけども、そういうのはグーグルの地図を張ったり、すごく見やすく、そういうのを利活用しまして場所なんかの表示もきちっとさせていただいているところであります。

あと、今後、今考えているホームページの形なんですけど、本当に言われるように、今までいろいろと議会のほうでも使い勝手とか管理の仕方についてお問い合わせいただきました。今考えておりますのは、とにかく表紙の内容はともかく管理を含め見やすく、また住民の方々を使い勝手のよいホームページにしたいというふうに考えております。コンテンツにつきましては、今、見出し等も左側に寄って大変見づらくなっておりますので、そういうのを1つにまとめた、そういうカテゴリー的に固めたものを作っていきと使い勝手、見やすくなるんでないかなというふうにも思っております。とにかく蟹江町のホームページを見ていただいて、行政情報だけではなく、観光や暮らしに直結するような町の情報も充実させて、蟹江町がどういう町なのかというのをアピールできるようなホームページに変えていければというふうに考えております。

以上です。

1番 松本正美君

どうか今後、町民のためになるホームページにつくっていただきたいと思います。

次にまいります。次に、職員のIT活用研修についてお伺いいたします。

本町でも、私の認識では、庁舎内においては電子自治体としてのパソコンの整備が充実されてきていると思います。しかし、職員の方がそれを十分に活用することができなければ、もったいないと思います。また、一部の職員のみが活用できたらいいというわけでもありません。また、効率化の上からもすべての職員さんがITを活用して、住民サービスに取り組

むことが重要であると考えております。官民共同で全職員が活用できるよう取り組んでいる自治体もふえてきている状況の中で、本町として職員さんのIT技術活用に対する研修、つまりだれもが使いこなせる研修とはどのように取り組まれているのかお伺いしたいと思います。

総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

職員研修につきましては、今のところ、今現在やっております新採職員を採用した折に、統合システムという町のほうの基幹の業務がございますので、そちらのほうの基本操作の研修を行っております。また、全職員向けには、これは財団法人地方自治情報センターというところでe-ラーニングという研修のソフトがございますので、それを使って情報のセキュリティ技術や個人情報の取り扱いに関するような専門の知識の習得目的に研修を行っております。その他につきましては、個々自身の自己研鑽というところにとらえておりますので、特に集合させてという研修は行っておりません。

以上です。

1番 松本正美君

これに関連するわけなんですけど、学校職員のICTの機械の活用、指導力の向上ということで、これは本町においても蟹江町の小・中学校にICTの環境整備事業が推進されているところでありますが、特に電子黒板だとか教育用ノートパソコン、デジタルカメラ、プロジェクター機械やインターネットを活用した授業など、電子機器の技術活用、指導力向上のために、学校における教職員のICT環境に対応できる技術習得研修会などが行われていると思うわけなんですけど、どのように取り組んでみえるのかお聞きしたいと思います。

教育長 石垣武雄君

教職員のICTの活用についてということでお答えをしたいと思います。学校ICTの環境整備事業で導入されました機器とかソフト、この活用研修とか、それから公務支援の講習会というものを、実はこの3月から行っております、学校ごとでということ。たくさんの方が入りましたので、学校も手いっぱいありますけれども、その計画を立てながらやっているところ。そして、この事業につきましては、本年度1年間、活用研修を行っていきたいなということを思っております。といいますのは、臨時雇用の創出事業、このお金をいただきましたので、ICTの支援員ということで4名、外部のそういう人材を活用して学校に出向いていただき、そこでまずいろんな使い方をやっていただく、そしてまた、Q&Aではありませんけれども、その場でまた質問等々しながら活用を考えていくと、そんなようなところを行っております。

なお、この7月1日には総務民生常任委員の方に、そういうICTの設置状況とかあるいは活用状況等を視察をということでお聞きをしております。まだ導入されて間もないのでありますけれども、そういうようなところの活用状況ということで、電子黒板を使った授業を

一部見ていただこうと、そんなことも計画しておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

1番 松本正美君

どうもありがとうございました。どうか職員のICTの活用ということで、研修をしてみえるということですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、電子町内会についてお伺ひいたします。

本年1月に電子町内会の取り組みについて岡山市に視察に行つてまいりました。この電子町内会は、パソコンなどインターネットを利用して町内会の活性化を図ろうとするものでございます。この事業は、小学校区で形成する町内会単位で、無料で岡山市のサーバーを借りて自治体と町内会、町内会同士、町内会員同士が双方向情報交換できるようにしたものであります。内容としては、町内会に住む方にIDとパスワードを交付して、実名で情報や意見の交換など、アンケート機能などを持っており、電子掲示板を通じて地域に新しいコミュニティが誕生しております。このことにより、地域の課題が自己完結型で解決するなど、電子町内会を通じ地域住民が出会う場は確実に広がっております。

内容を少し紹介すると、電子町内会の中でコミュニケーションに参加した方が入院、病院からインターネットで情報交換、また地域にある保育園などの公的機関との連携、保育園に行くことのない住民であっても、保育園から発信される行事の写真を見てその状況を知る。また、小学校が地域の情報ネットワークの核として機能、会員限定した情報交換の世界では、遠足の様子など、学校の日常を動画で配信、また電子掲示板を通じて地域で起きる問題・課題は地域住民で対応し、対応できるものは自己完結型で解決に取り組んでみえます。このように電子町内会を通じ、地域住民の出会う場が広がり、住民交流の促進に貢献しております。

蟹江町においても電子町内会の取り組みは、これを手段の一つとして町内会の活性化が図れるものではないかと考えております。その上で、実際の町内会長とは別に、バーチャル町内会いわゆる電子町内会等を一つの軸として、若者の中で興味を持たれる方に電子町内会の会長を務めてもらい、若い人たちが町内会組織にもっと参加してもらえるのではないかと考えています。この電子町内会の発想が、若い人たちと高齢者の方が一緒になってまちづくりに参加するよいきっかけとなり、両者のかけ橋になるのではないのでしょうか。電子町内会構築のための体制づくりに知恵を絞り、実現に向けて動き出してはいかがでしょうか。お伺ひいたします。

総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

電子町内会の構築に取り組んではどうかというお話です。

議員が行かれました行政視察報告書のほうも見させていただきました。また、岡山市の安心・安全ネットワーク推進室のほうに電話ではございますが、連絡をさせていただきまして、

そちらのほうの方から今回開催する経緯、それから現在の運用状況、それから、また岡山市近隣の市町村のそういう、これの取り組みについてお話を聞かせていただきました。

電子町内会の構築につきましては、1度、岡山市電子町内会の活動状況や岡山市の体制などを一応参考にさせていただいて、研究をさせていただければと思っております。

以上です。

1番 松本正美君

電子町内会ですけど、今、次長のほうからお話がありましたように、私も市役所のほうから資料をいただいてきたわけなんですけど、とにかくインターネットの時間にとらわれない交流ができるという、本当にこのインターネット、パソコンだけでなくして携帯でも利用ができるという非常に電子町内会、仕事の忙しい方でも利用ができるという、24時間利用ができるということもお聞きしております。本当に今後、蟹江町としても協働のまちづくりをしていく上で、やっぱりこうした取り組みというのが大事になってくるんじゃないかなと、このように思います。

最後に、電子町内会の要望をさせて終わらせていただきます。

電子町内会は、インターネットに接続しているパソコンや携帯電話があれば、簡単にだれにでも参加でき、24時間を気にせず参加できると言われております。暮らしやすく明るい地域づくりを目指して、人と人をつなぐ大きな役割になっている町内会、しかし、今日では生活のスタイルの多様化に伴い、町内会の集まりなどに参加できない方々も多く出てきております。電子町内会は、インターネットを利用することで時間にとらわれず、町内の皆様と情報交換を楽しんだり、身近な出来事を相談したり、コミュニケーションを深めることで、元気な町内会の実現を目指すものであります。

また、パソコンが苦手な高齢者の方も、電子町内会に参加してインターネットを利用することでITの学習にもなり、パソコンにもなれ、今では自分のホームページを開設するまでになった方もあると聞きます。

電子町内会の取り組みについては、協働のまちづくりを進める上で情報の共有と住民の参画できるまちづくりは、住民等のコミュニケーションをつくるのに大変重要な仕組みづくりではないかと思えます。岡山市では、市民による市民のための市民の情報化を定め、電子町内会をつくり地域の課題をみんなで解決している岡山市の電子町内会は、インターネットを活用したコミュニティーの活性化を提案しておるものであります。協働型社会に向けて、蟹江町においてもそうした取り組みについても、こうした電子町内会の取り組みというのは、今後、非常に役に立ってくるんじゃないかなと、このように思っておりますので、どうかこうした取り組みを1回考えていただきまして、蟹江町の今後の活躍を期待するところであります。

以上で質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

議長 伊藤正昇君

以上で松本正美君の質問を終わります。

質問7番 山田邦夫君の「ごみの減量と環境美化を推進せよ」を許可いたします。

山田邦夫君、質問席へおつきください。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫でございます。

通告書に従いまして、ごみの減量と環境美化について質問いたします。

質問を始める前に当たりまして、少しお話をさせていただきたいです。実は私、議員になりまして15年になりますが、議会のたびごとに、山邦短信というほんのはがき通信で町政報告を後援者に出しております。その第1号の記事を今ここに持つておるわけです。山邦短信としまして、ポジティブ・フローとネガティブ・フローという記事を第1号に書いております。世の中にはポジティブ・フローという要するに前向き、明るい、成長するというような、経済で言えば発展させる、生産性を上げる、効率性を求める、利益を上げる、よりいい生活をしたい、こういうことで世の中は進んでおります。しかし、その陰で発生するネガティブ・フロー、マイナスの要素を忘れてはいけません。公害、まさにそうですね。生産活動をどんどんやって実は公害が出てくる。廃棄物が出てくる。環境汚染が出てくる。いろいろ汚職が出てくる。不公平が出てくる。過労死が出てくる。泣く人が出てくる。こういうネガティブ・フローを適切に処理できない社会は、よい社会とは思えない。汗を流して働き、涙を流す弱い人たちは私は忘れないようにしたい。これは本当に書いた一文です。今読んで、自分で本当にそうだと思っております、言いようによっては人生観ですね。

最近、菅さんが総理大臣になって、その決意を紹介されて、ややあの人の人生観みたいなことが出ていますが、実はこの15年でごみ問題とか環境問題を5回目、これ一般質問しております。そういう前提に立って、この細かいことをどうして4期生がやるんだというくらいの細かいことを申し上げますが、ひとつ聞いていただきたい。

そこで、通告に従いまして、ごみの減量と環境美化、これは町の重要な方針であり、施策であります。年々努力の跡は認められますけれども、改善への推進力がいまひとつ欠けると私には思えます。改善を要する問題点も非常に多いと感じております。

そこで質問に入る前に、最初に大まかなごみのデータを申し上げます。昨年の決算はまだ出ておりませんが、大体入手した資料では、平成21年度で蟹江町のごみの総量は約1万トン、端数は切りますね、約1万トン。そのうち可燃ごみが6,600トン、蟹江町の人口は外国人を含んで3万7,700人、ごみ処理管理費という予算書、決算書に出てくる費目、決算が出ていませんから予算書によりますと5億8,100万円、これが昨年のごみのデータです。10年前の平成11年で見ますと、ごみの総量は9,600トン、ですから昨年は400トンふえているわけですね。可燃ごみというのは5,100トンでしたから1,500トンふえています。人口は3万

7,000人でした。このふえたのは、ほとんど外国人の要素ですね。町民は横ばい。それからごみ処理管理費は6億6,900万円でした、10年前。当時を思い出すと、不燃ごみというのは、ピンクに入れて埋め立てごみで三重県へ持って行ってしかられまして、ちょっと損をしたというのが平成11年です。それからじわじわごみはふえまして、一番ピークになったのが平成17年、5年前ですね。このときにごみの総量は1万1,200トン、ここから見ると10%減っております。可燃ごみは6,900トン、人口は3万7,600人、差がありません。ごみ処理管理費は6億1,600万円、これはちょうどごみ処理工場が稼動して当初負担がふえたころであります。このような前提に立って質問を始めます。

最初の質問は、ごみの減量を年々呼びかけております。努力をしております。その割には可燃ごみが余り減っていない。今申しましたように10年前の1.29倍、それから最近、総務民生常任委員長になりまして資料が入手できたわけですが、環境美化推進協議会というのが出している資料によりますと、海部郡のずっと各市や町の中で、蟹江町のごみは多いんですね。1人平均で見ますと、蟹江町は1人180キロ、愛西市は151、弥富市は161、七宝は160、美和町153、大治町161という、この各市町平均が166キロなんです、1人平均が。それが蟹江町は180キロで、やや多いんです。これがどういうかは、細かくは分析しなきゃいけません。例えば飛島はなんかは多いんですね、蟹江より。それはちょっと理由がいろいろあると思います。津島は蟹江並み。どっちにしても、蟹江はちょっとごみの量が多いんでないかという一つの問題点であります。

減量対策を一生懸命にやっていたいてありますが、最近努力されていることはどんなことがあるか、具体例を挙げてご説明をいただきたい。そして、その評価はどう見ていらっしゃるかをまずお尋ねします。一問一答をお願いします。

環境課長 村上勝芳君

ただいま細かく数字を挙げてご質問をいただきました。ごみ対策、減量対策とその評価についてのご質問だと思いますが、可燃ごみのピークは平成18年度であります。先ほど全体では17年度がごみの本町のピークに達しておりました。環境意識の高まり、そして国における各種のリサイクル関連法の整備が進みまして、本町としてもごみ減量に向けた施策としての力を入れてきました。その一つで、19年度においては、電気式の生ごみ処理機の交付要綱を旧来のものを改正しております。そして20年になりまして、粗大ごみの個別収集を実施してきました。そして同じ20年度では、学戸常設資源ごみ置き場を設置しております。21年度に入って、直接ではありませんが、レジ袋の有料化ということも進めてきております。そして本年計画しております、今計画しております本町エコステーションの設置ということもありますが、可燃ごみにおいては、平成19年度で6,852トンです。平成20年度では6,780トン、21年度では6,642トンということで、本町においての可燃ごみについての実績については、着実に減量いたしております。そして、その評価としまして、これまでの環境行政の取り組

みに一定の効果を得てきましたが、さらに事業系のごみが一般ごみとして出されて混入していることや、可燃・不燃ごみの袋の中には資源となるごみ、ペットボトルや缶が混入していることが見受けられますので.....

(「後でやりますので、それは質問が出ておりますから、後でお願いします」の声あり)

はい。見受けられますので、さらなる取り組みが必要であると考えております。

3番 山田邦夫君

今言われたように、ピークに比べるとやや減ってきておるといのは喜ばしいことですね。ただ、海部郡全体で見ると、どうも町々比較で見ると多いというのは何だろうかということも考えてみないといけない。それから、やや高どまり、横ばい、減りつつあるけれども高どまり、横ばいということは、今言われたようないろんな方策が果たして減量に役立っているかどうかということに一応疑問符を打って見直す必要がある。それで、問題点を一つずつ細かいますが、申し上げます。

今、答弁に出始めました質問の2つ目ですが、事業系ごみというのはいろいろな商売屋さんや何屋が業者と大抵契約して出してみえると思うんですね。ところが、一般ごみとか資源ごみ、私、実はこの15年間、都合のつく限り、ずっとごみ処理に、資源ごみ分別にも出ております。都合つく限り、ずっと出ております。ですから、見てわかっております。事業系ごみが大分一般ごみや資源ごみに入り込んでいる。例えば発泡スチロール、明らかに業者さんのだなどというのが幾つか束ねてどんと出している。段ボールも、どうもこういうものは家庭じゃないなというのが、似たようなのが束ねて出ている。ウイスキーの瓶のようなのも、個人でこだけ同じものを飲まないなというのが出ている。こういうのも資源ごみや一般ごみに出ているわけですね。事業系ごみというものの回収するルールは、どういうふうになっているのでしょうか、ご説明をお願いします。

環境課長 村上勝芳君

事業系のごみについてですが、一般ごみ、資源ごみの中には、大分事業系のごみが、私も巡回して気がついております。ルールはどうで、もう少し打つ手はないかということですが、本町では、収集できないものとして事業系のごみもそうですし、危険ごみ、そして処理不能なごみ、建築廃材ですね、バイクだとかタイヤだとかピアノだとかというものが処理不能なごみとして扱っております。このほかに家電リサイクル法によってPCマークのついたものは、できないものとなっております。

一般ごみや資源ごみの置き場において、単一の素材でできたものが大量に排出されていることがあります。特徴からいって、特定しやすい状況にあります。本町としても環境美化指導員の協力を得て、事業系のごみの実態把握に努めていき、事業者の協力を求めていきたいと考えていますが、対策としては、商工会を通じて事業者にもルールの徹底を図ってまいりた

いと思っております。

3番 山田邦夫君

事業系ごみについては、商工会を經由してやっていただくのはいいですね。ただ、この間ずっと気になっていて、このごろこれは回収できませんという紙が張ってありますけれども、結局いずれか回収していつているんですね。ですから、繰り返し出てくるわけです。それをどう退治するか。具体的に知恵を絞ってくださいね。後ほど私の意見を言いますけれども。

質問の3つ目は、ごみの量の多いというのは、清掃工場へ持ち込むパッカー車での重量ですね。重量ですから、生ごみが非常に重みが効くわけです。その成分量によって負担金もかかってきますので、できるだけ軽くしたほうがいい。清掃工場でも重油をまぜるかどうされるかわかりませんが、余り水っぽいものをどんどん燃やしているのも問題がありますね。

そこで3つのことをお尋ねしますが、1つは、台所から出る生ごみです。あらとか野菜とか煮汁とか、こういうものの水切りネットをPRしてみえるはずですね。これは効き目があると思うんです。私のところでも常に水切っております。しかし、私は、一切生ごみを出しておりません。全部自分の堆肥で処理しておりますので、年間通じて相当の重量を自分で処理しております。その水切りネットのPRと効果はどうお考えか。

2つ目は、先ほどちょっと口に出ました電気式生ごみ処理機です。これ、実はデータを決算書で見ますと、始めたのに近い平成12年に173基売れています。2万円ずつ補助するわけですけど、その翌年が91個、その後55個、ずっと下がってきて去年は16基、一昨年は12基ですから、ほとんどちょっと低迷しちゃったという感じがあります。この生ごみ処理機は、確かに効き目があるように思うんですが、このPRと評価をどういうふうにお考えか。

3つ目は、このごろもう草がぐんぐん伸びていきます、屋敷の中も畑のほうもですね。そういう草を取りますね。これはみんなごみ袋に入れて出すわけですが、それから夏になると剪定します。業者さんが剪定すると、このごろ運んでいく料を大分料金として取られますね。以前より高くなったような気がします、私の庭でもね。それは、私の知っている私の業者は、津島の端っこの田んぼの中に燃やす場所を持っていて燃やしていたわけですが、それができなくなって、どうも清掃工場へ運んでいる。そうすると金がかかる。それだけユーザーというお客さんからお金をいただくということになってると思います。

そうでなくても、個人でこうやってちょきちょき切る人もありますね、当然夏になって生い茂ってしまうと。そういうものも相当の重量になる。それから菜園があります。私も畑があります。菜園見てきますと、以前、堆肥積んでみえたようですが、最近は各自お持ち帰りくださいと書いてあります。持ち帰ってごみに出していると思います。こういうようなごみは、燃やさないというルールもありますが、1日か2日乾燥すると非常に軽くなるんです。そういう配慮をすると非常にいい、あるいは堆肥に積めるもんなら積んだほうがいいと思います。この3つの生ごみの重さを減らすための措置は実情どうなっているか、ご報告をお願いします。

いします。

環境課長 村上勝芳君

細かく3問いただきました。生ごみの可燃ごみの減量の効果ということで、18年度におきまして生ごみの可燃ごみですが、6,900トンピークに年々減少の傾向はたどっております。21年度では6,642トンになっており、約300トンが減少しておりますが、しかし、重量による生ごみの水分量が負担金に大きく左右しますので、水切りの対策は大変重要なことだと考えております。

その一つとして、台所の生ごみの出し方については、家庭ごみ収集カレンダーだとか、家庭ごみの分別の仕方だとか、分別の手引きだとかということで、町のほうからパンフレット、リーフレットとかというものが出ております。そこに掲載をしておりますが、個人でもすぐ実践できる環境対策としてお願いしてはいますが、家庭からほぼ毎日のように生ごみは出ますので、そのうちの80%以上が水分と言われているので、生ごみから水分を取り除く水切り、水きりネットですね を徹底をすることにより、生ごみの重量を減らしていきたいということが考えられます。家庭から出る生ごみも、工夫次第で減らすことが可能でありますので、水きりネットの効果をアピールしていきたいと思っておりますし、これまで配布されておりますパンフレット、リーフレットの生ごみの出し方というところの掲載がありますが、もう少し工夫をして掲載に細工をしていきたいと考えております。

そして、2つ目の生ごみの容積より水気が多いために重量のほうの問題になって、水をよく切って出すことが重要になります。そうした効果を発揮する電気式の生ごみ処理機の普及の件数は、これまでに716基交付しております。補助しております。ここ数年は、年間で20件未満ということになっております。ちょっと低調になっておりますが、またこのほかに電気式の生ごみ処理機以外には、土壌に還元するコンポストなどもあります。最近ではこのほうも低調で、年間20件ということになっています。このように数年持ち込み件数は低調傾向にありますので、生ごみの減量の有効な制度については、広報によりさらに周知をしていきたいと考えております。

3つ目の除草それから樹木の剪定くずだとか菜園のくず、ごみ、草ですが、枯らすことによって重量は減少、減量していくと思います。容積も少なくなっていくと思います。乾燥後の処理の方法についても本町から出ているパンフレット、リーフレットにそのような方法の堆肥化にする呼びかけもしていきたいと考えています。

以上でございます。

3番 山田邦夫君

先ほど事業系の処理の仕方、ルールをお尋ねしましたが、余りご説明ありませんでした。後ほど、まだ補足説明してください。事業系のごみというのはどうやって、有料でか、各商店はどういうふうにしるというふうになっているのか。

質問の4つ目は、不燃ごみなんですけど、不燃ごみというのは、ピンクの袋に入れることになっております。きのう、おとといか、私が役場へ来る途中に買い物、新記念橋のところも通ってきましたし、すぐ役場のそこも通りました。相当の量、ピンクの中に缶と瓶が入っているんですね。これ今に始まったことじゃないです。以前からです。この地区だけじゃないです。もう大半のところでは缶と瓶が入っているんです。ですから、どこの地区できょうは不燃ごみが出るということを知っていますから、例の自転車やバイクで来て、どんどこんどこかさばるから、ひしゃいで、そして自転車の両側にしっかり積んで、後ろにも積んで前にも積んでお帰りになる。あれで2,000円ぐらいになるといううわさですね。それはそれで資源として生かされるわけですけども、町民が相当の数の人が不燃ごみの中へ資源ごみを入れているということです。このことがなかなか直せないという問題があるように思います。それでよしじゃないわけです。蟹江町で資源ごみとして回収すれば、ややワークスとかその他のお金になりますね。ですから、あの人たちの失業対策としていいという見方はいかないんで、不燃ごみのピンクごみの中にそういうものが入り過ぎている。ほとんどもう一面に入っています。そのことをどうしたらいいと思われるか、改善についてお尋ねします。

環境課長 村上勝芳君

不燃ごみの中に瓶だとか缶だとかペットボトルの資源ごみが混入しているということが改善できないかということですが、不燃ごみの袋の資源ごみの混入というのは、町内会の取り組みや環境美化指導員の地道な指導によるところが大きいんですが、環境や資源に対する関心の高まりもあって、身近なエコステーションの設置も一つのきっかけになると思います。

しかし、結局はそこに住む人たちによるところが大きくて、行政としても機会あるごとに根気よく呼びかけていきたいと思います。混入への改善としては、住民のモラルだとかマナーだとかというのが重要なことだと思いますが、混入に対する取り組みについては、決して行政だけの周知で徹底できるものではないと思います。多くの協力が不可欠でありますので、その最も頼りにするのが町内会であり環境美化指導員でありますので、協力をさらに協働してこれに取り組んでいきたいと思います。

そして、先ほど答弁漏れがありました事業系のごみのルールということでございますが、廃棄物としては、大きく分類しますと産業廃棄物そして一般廃棄物というふうに2つの分類に分けられます。その一般廃棄物の内訳として、事業系のごみと家庭系のごみというふうにまた細分化されます。その中の事業系のごみについては、先ほど問題視されておりますが、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物、ごみですが、自己の処理で責任があります。自己処理の責任があります。よって、事業系のごみについては、蟹江町では収集できませんが、どうしても収集できないという場合において、八穂クリーンセンターのほうへの搬入も有料ですが、可能になります。それについては、一般廃棄物の運搬の許可を得た業者のほうへ依頼して運ぶことができます。現在、蟹江町で登録されておりますのは34社ございますの

で、そちらのほうへ契約されて、キ口20円、10キ口200円ですが、持ち込むことができます。月曜日から金曜日まで、午前8時45分から昼まで、午後1時から4時まで搬入することができますので、このような事業系のごみについて蟹江町内多くの事業所、商店、店舗、飲食店などがございますが、先ほど申し上げましたように、商工会などにもこの辺の周知をお願いしていき、また飲食店などがありますが、料飲組合だとかというところにも協力を呼びかけて、一括して料飲組合がこちらのほうへ持っていきような話し合いを持っていただくとかということの話を、商工会を通じてお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

3番 山田邦夫君

事業系のごみは、実は先ほど申し上げた蟹江町のごみの総量に入っておりませんね、事業系を除くと書いてありますから。ということは、別途有料で事業系は処理されておる。それが町のごみに入り込めば町負担になるということですね、言いようによっては、それから、美化指導員や町内会長や商工会へお願いをしております。一生懸命にしていきたいと思いますとおっしゃいます。今までもしてきてみえるんですね。ですけど、こういう盲点、こういう落ち度、不徹底ということが起きているわけです。私は、その問題については大変深刻に考えております。要するに、役場の仕事はこれ以上なかなか　なかなかじゃないが、よくなる。しかし、物事を普通、落第点の60点ぐらいから80点ぐらいまでは比較的改善できるんですが、そこから上の質の向上ということは、レベルの向上は大変難しいことです。

そこで感ずることですが、美化指導員の会議をされます。囑託員の会議をされます。説明されます。そして、そういうところで説明しておりますというふうにご答弁になる。私は、以前、会社勤めだったんですが、例えば災害を出して死亡事故とまで言いませんが、大きな事故を出すとはします。労働基準監督署からしかられます。どういう教育をしているか。こういうふうにご答弁をしております。安全講座やっております。安全会議やっております。言っても、その伝えたり言ったりしたことを守らなかった監督者は、守らなかった作業員がいる場合は、それは教育したにはならないんだと労働基準監督署はびしょんとやります。それはやったにならないんだ。

だから、役場の仕事も、会議をやってお願いをしております、通達を出しております、資料を出しておりますでは、やったにならないんです。50点ぐらいなんです。こういう落ち度のあるところをいかにして解決するか、それこそが仕事であって、そういう仕事のやり方というのを本当に目覚めないと、仕事をやるとならないです。よろしいですか。ちょっとやそつとではわからないですよ、この精神が。裁判にでもひっかかってびしょつとやられると気がつくんですけど、仕事をやる方、そういうものだ。だから、美化指導員の会議の資料も私はいただきました。いいことを一生懸命にやってみえますが、効果が上がらない。先ほどの不燃ごみの仕分けも、事業系ごみもどうやって守らせたらいいか。

私は、美化指導員に年間5万7,000円払っております。欲しくてもらっているわけじゃないという人もありますし、いろいろ中身が160人おる内容が問題です。続けてやっておる熱心な人もいます。わけがわからんうちに1年終わる人もあります。そういう人たちに、いかに資源ごみの分別だけでなく一般ごみの出し方、監督、指導をやらすかということがもう決め手だと思うんです。役場の人と呼ばれては走って行って、後始末してるゆうことでは限界があります。今までの前任者が非常によく動いてくれたことは承知しておりますけれど、それでは限界があるんです。このレベルしかいかないんです。ですから、それを心してひとつ仕事してほしいというふうに思います。

その次の第5問は、粗大ごみの問題です。

粗大ごみが平成19年以前は約500トンありました。平成20年と21年は180トンぐらいです。350トン減ったんですね。減ったから結構なことですよ。どこか物置かどこかにたくさん入っておるんでしょう。なかなか出しにくいということがあります。しかし、何か制度に問題がないだろうかと感じますが、町側はこの状況をどうお考えでしょうか。出てこんやつはそれでいいんでないかとお思いかどうか。

環境課長 村上勝芳君

ただいまの粗大ごみのご質問であります。先ほどの環境美化指導員のことについてもう少し、今のお答えをする前に少しお話ししたいと思います。私もこの環境課に来まして4、5、6月ときましたが、環境美化指導員の説明会を毎年1回ないし2回、定期的に行っておりますが、一方的な環境美化指導員の説明会ではなしに、環境美化指導員さんたちが入る区域、A地区、B地区、C地区、D、E地区ということがありますが、そういうところの地区ごとに環境美化指導員さんたちが寄って、その中での問題点だとか現状だとか、そういう情報のやりとりを、私どもの一方的な説明ではなしに、グループの中で討議をしていただいて問題点を出していただいたり、行政のそこでの話をしたりということで、さらに環境美化指導員の説明会を有意義なものに、意義あるものにしていきたいと考えております。

先ほどご質問いただきました粗大ごみの件ですが、粗大ごみの収集については、平成20年4月から個別収集に変更いたしました。収集を自宅へとしたことによって、粗大ごみの排出者の責任と利便性の向上を目指したものでありますが、排出量は年間350トン以上が減少しております。そして、20年からの制度上の問題については、さらなる今の周知よりもさらなる周知の徹底が必要であると思います。これまでのところについては、順調に移行できていると考えておりますが、個別収集の評価としてはこれまでの路上収集ではなく、運ばなくてもよいとか、そしてごみに対する責任感が強くなるとかということで評価はいただいております。特に制度についてのご指摘を受けているということは、現在のところありません。

以上でございます。

3番 山田邦夫君

今までの5つの質問で、ごみがどうして減らないか 減らないかって減ってきているけれども、余り顕著に減らないか。あるところでとまることは確かですが、ややよその町村に比べて多いんでないかという疑問に対しての解決策が余り具体的に出てきませんね。

私が思っておることを申し上げておきます。これは5年前にも申し上げましたけれども、ISO14001という世界的なシステムがあります。国際標準化機構による環境マネジメントシステムの認証制度です。例えば私の海門の近くにアンレットという会社があります。その書類をもらいますと、将来ごみになる製品を設計しない。車でも何でも今そういうことを考えていますが、売って、今度廃車するときにごみになるものを、後で資源になるものをできるだけ使うという考え方です。ごみになるものを設計しない。そういう作り方をしない。生産過程でもごみを出さない。こういうことが書いてあります。それから、ごみの出る流通をさせない。受け取らない。昔から通い箱とか、モーターでも何でもですが、木でかんかん打ちつけて持ってきます。そうすると、某社はぼんぼん燃やしております、その残さいをね。そういう使い方をしない。言うなれば通い箱で済ますとか、ワンウエーシステムはいかんという、行きっぱなし。しかし、消費分野では行きっぱなしの商品が多いんですね、非常に。

それから、アンレットに書いてあるのは、地域へのクリーン活動に積極的に参加するとか、ですから、あそこらで海門南クリーン会がごみ拾いをやっておりますが、アンレットの周辺はきれいです。あそこも朝出てやっているからです。それから、それを見てトヨペット、国道に近いトヨペットもやっております。あの辺もきれいです。そういうように、企業や団体がそういうことに参画をしてやると。先ほど美化指導員やその他にお願いをしてという言葉が盛んに出てきますが、僕は町長のおっしゃる協働によるまちづくり、これこそが本当にみんなを上手に協力してもらってやっていく原動力になるんでないかな、上手に仕掛けて上手に育ててほしい、一時で終わらないようにというふうに思っております。

電気製品その他を買ってきても過剰包装ですね。向こうの生産業者や流通業者のいいままに、傷がつかないように来て、家で開けるとごみ、ごみの山ということになる。極端に言うと、家庭で使うものだったら、スーパーやコンビニで買ってくるときに、開けて中身だけもらってきて、あとはごみはあんたどこでどうぞと言いたいくらい。今からお中元の季節でどんどん過剰包装のいいものが来ますが、みんなごみはこっちの始末ですね。そういうように何かいろんな、蟹江町の中でごみになるものを受け取らない。一人一人がそうやって防御する。中身だけ欲しいんだ。それが買い物袋になってきているわけですけども、もっともっと大きい分野で、ごみは大量に出ておるんでないかというふうに思っております。

それでは、質問の6ですけども、常設資源ごみ置き場についてお尋ねします。

既設の学戸にある資源ごみ置き場は大変好評だと見ております。この間ずっと僕も観察しておりましたが、これは扱ひ量は最近、過去のデータというよりは最近のデータでいくと、

年間どのぐらいの扱いをして、経費はどのぐらいかかっておるでしょうか。学戸の例です。
環境課長 村上勝芳君

平成20年9月に設置いたしました学戸常設資源ごみ置き場についてですが、本町においてもアパートやマンションがふえてきておりますし、家庭でも保管できない世帯がふえております。また、生活のスタイルや共働きの世帯などが多くありまして、月に1回の資源ごみ収集に出せない世帯がふえております。各戸収集は、こうした生活のスタイルの需要にこたえたもので有効であると考えております。

平成21年度の昨年度の取扱量においては、全体で102トンございます。年間で利用者の延べ人数は1万4,520名、月にいたしますと1,200名程度、1日にしては40人、学戸常設資源ごみ置き場のほうでご利用になってみえます。そして、その経費でございますが、人件費になります。シルバーのほうへ委託しておりまして、その人件費は222万円ほどかかっております。

議長 伊藤正昇君

あと5分です。

3番 山田邦夫君

5分で、それは困ったな。

本町地区にも増設しようとしていらっしゃいます。いろいろごみ処理の問題については、ごみ処理管理費に計上される内訳でいくと、資源ごみの収集補助交付金で約700万円、環境美化指導員に160人の人に950万円、ごみ収集業者等の委託料が3,000万円あります。今おっしゃった年に100トンやっぱりあるとおっしゃったんで、しり上がりにふえてきてるんで、年間通じると百何十トンになると思う。今度のところができると二百何十トンになりますね。資源ごみは年間で1,600トンぐらいですから、1割超して1割5分、2割になってくると思う、常設資源ごみでね。そうすると、それだけ地元町内会でやる量が、簡単に言えば減るわけですね。そういうことでいくと、収集委託料にしても美化指導員にしても、何か問題が発生せんかどうかということを感じますが、そういうようなことは今はどういうふうにお考えかお尋ねします。

環境課長 村上勝芳君

本町全体のごみについては、マックスでこれはどこに移行しようと減るものではございませんので、その分はごみとしてあるわけですが、増設の方針と他に広げるということでは、本町にはアパートだとかマンションだとかが非常に多くありますので、本町から学戸の常設資源ごみ置き場のほうへの利用がということで、こうした生活スタイルの事情にこたえて、学戸にあるものが本町ができた場合には本町のほうへ移行し、学戸は多少影響があると考えております。そして本町エコステーションの利用状況を考えて、さらに考察をしていきたいと考えております。

3番 山田邦夫君

細かい議論ができませんが、質問の7つ目は、環境事務組合のごみ処理費の負担金で、先般の全協で、市町村合併でどうも均等割というので割り負けというか、蟹江町ちょっと負担が損してるんでないかという質問がありました。それは合併前どのぐらいで、合併後どのぐらいになってるか、それからその問題は手を打たれたかどうかをお尋ねします。

環境課長 村上勝芳君

市町村合併によって愛西市、あま市だとか合併が17年、18年にございました。負担金の均等割については割高になったと言われる件で、17年4月の愛西市の合併と最近の負担金の状況をお尋ねでございますが、17年の愛西市そして18年の弥富市の合併当時、環境事務組合のほうでも検討をされました。当時では結論に至らなくなっておりますが、現在でも引き続き継続になっております。ことしの来月の7月の管理者会においても引き続き検討されるというふうな、管理者のほうで組合のほうで計画がされております。そして、負担金の状況でございますが、19年では4億1,600万円、そして20年では4億500万円、21年度は3億8,200万円ということで負担金の額も順に減少しております。

以上でございます。

3番 山田邦夫君

負担金総額が減っているということだけでなく、均等割が割り損しているんでないかということについてお尋ねしました。後ほど、これは管理者が町長でないかと思しますので、もしご所見があったら、後ほどお願いします。

時間がありませんので、最後の質問をいたします。

町の環境美化、ポイ捨てごみの清掃と防止、これは過去3回やった3回とも言ってきておるわけですが、大分よくなりました。数十カ所の写真を持ってきてお見せしましたね。そのうちの大半が非常によくなったということは実感しております。ですが、解決しないところをつくづく感じております。1つが、近鉄蟹江駅周辺、特に鉄道敷内、あのさくの中、客の通る構内はいいんですが、そのほかのところにごみが非常にたくさんある。それから国道1号線の蟹江川東とか芝切の交差点近辺、それから尾張中央道は全線、蟹江町地内、分離帯といい側道といい、草とごみの山です。ごみ捨て場です。尾張中央道インターの辺へ行ってください。これは蟹江の玄関かと思われまます。それから東名阪インター周辺の側道と、あのさくの中、これはいずれも蟹江町の玄関口でありまして、蟹江へ来たしよっぱなにこういうごみだめ、ごみ捨て場というのは、私はやりきれない。本当によろしく解決せんなということを感じております。今回は、これを機に絶対解決してもらいたい。お願いします。ご答弁をお願いします。

産業建設部長 水野久夫君

具体的に箇所をお示しいただいてのポイ捨てごみの現状と対策についてのご指摘ござい

ます。議員からは申されましたように、以前からも町内各所でのポイ捨てごみにつきましてご指摘をいただき、町といたしましても日常の道路パトロールですとか、そういった対応はもちろんのこと、関係機関とも協議等をして環境美化に努めてまいりました。平成16年から愛知県が進めております愛・道路パートナーシップ事業、これに倣いまして蟹江町でも昨年からはふる郷ふれあい事業という名目で発足をさせまして、ボランティアの方々によって清掃の活動を行っていただいております。現在では、2つの事業を合わせて8団体の方、延べ百五、六十名の方でお力をお借りして、公共施設の清掃活動にご協力をいただいております、町としても非常に喜んでおります。しかし、今回、一部の箇所につきまして再度のご指摘をいただくこととなり、非常に申しわけなく思っております。

まず、最初のご指摘でございます近鉄の蟹江駅周辺でございます。この場所につきましては、毎年実施をしております年2回の町内美化清掃の中で、昨年まで町の職員も配置して対応をしております。ご指摘の場所につきましては軌道敷の中ということで、こういった活動の中でも職員が入り込んで清掃ができないという状況の場所でございます。この美化清掃の折には、環境課のほうからも鉄道事業者に対しまして活動の趣旨をお伝えして協力を要請してまいりました。今回、議員からのご指摘もいただいたこともあり、先日現地の確認をしながら、駅のほうには再度の配慮をお願いしてまいりました。

ほかに東名阪の蟹江インター周辺、国道1号線、西尾張中央道など、幹線道路でのごみの散乱のご指摘をいただいておりますが、幹線道路の交差点付近での信号待ち等によりますポイ捨てごみ、これにつきましては、町道ですとか県道の区別することなく、私どものほうで実施をしております道路パトロールの中でも対応をさせていただいておりますし、あわせて各道路管理者のほうに要請もしてまいりたいと思います。

また、東名阪の側道でございます。これにつきましては、毎年関係する市町で構成しております保全委員会というのがございまして、こちらの中でのごみのポイ捨てを防止するですとか、あるいは放置車両の防止ですとか、そういったことも協議をしながら対応をしております。蟹江町といたしましては、ごみが捨てられないように、捨てにくくするということの意味で、フェンス等を設置して数年継続的にフェンスの設置をし、現在では、前に比べればポイ捨てごみ等も少なくなったと感じております。本年も継続的な工事を実施していただく予定になっております。今回ご指摘いただきました箇所の中につきましては、今申し上げました内容でございますが、今後とも公共用地での美化清掃に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長 伊藤正昇君

あと2分です。

3番 山田邦夫君

5年前にも申し上げましたし、そこはどこの所管、それはどこの所管とご回答になりました

て、それぞれの所管から関係部署へ要望いたしますということでした。それでは解決しないから今に至っているわけですね。蟹江町地内なんです。それが蟹江町より大きな団体、大きな事業体であることはわかります。ですけど、蟹江の中なんです。何か僕はやれる方法があると思います、蟹江町としては。いくら尾張中央道が県道だ、国道だ、近鉄だ、名阪だと言ったって、蟹江町地内なんです。この汚さを何とか解決してください。それはまさに事業としてもうかって、それだけの汚れをほっといてもらってはいかんと、一番当初僕が申し上げた問題なんです。ネガティブ・フローなんです。解決しなきゃいけません。絶対に蟹江町として解決してもらいたい。町長にこの精神、この取り組みについてご所見を伺っておきたいと思います。

町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を差し上げたいと思います。全般的にわたっての答弁になると思います。

今、山田議員おっしゃったように、本当に5年前からこの環境についてご質問をいただいておりますことは、重々理解をいたしておりますし、私も議会議員をやらせていただき、地域の環境美化については関心のあるうちの一人だというふうに自負しております。そういう状況で蟹江のごみはなかなか少なくならない。しかしながら、少しずつよくなっているんじゃないかなという考えも私の中にはあります。決して甘い考えではありません。地域の皆様方が、また157名任命をさせていただいております環境美化指導員の方のみならず、別の方、30町内会にそれぞれ美化担当の方がおるといことも聞いておりますし、また、クリーン会だとか、いろんなボランティアの団体の方が日夜ごみ拾い、それから勧奨していただいておりますことも事実十分承知をいたしております。そして、常時置き場、それからそれぞれの資源ごみ、ごみ置き場についてもいろいろな監視の目を向けていただいていることも事実承知をいたしておりますが、残念ながら、モラルがまだまだ向上しないのも事実でありますので、何かこれは蟹江町として、今まさにおっしゃったように、蟹江町として何か策を考えなければいけない、このことについては再度また担当者会議を開きまして、きちりこれは結論を出させていたいただきたい。ただ、永遠の課題であることは事実であります。

それで、先ほど環境事務組合のことでご質問をいただきました。私は、まだ管理者になったことは1度もございませんが、副管理者であります。このことにつきましては、議員で菊地議員が出ておみえになりますので、議員さんのほうでも一応ご議論をいただくといいんですが、実際平成17年から町長をやらせていただき、この環境の組合につきましては、海部地区環境事務組合の負担金につきましては、大変関心を寄せております。最終的には平成17年、平成18年とそれぞれ1市11カ町村でごみを処理をしていましたところが、合併によりまして、どうしても均等割の状況が若干アンバランスになっているところがあるのは事実であります。そのことにつきましても、絶えず会議を今しております。ただ、最終的には、先ほど担当者が申し上げましたとおり、この7月にもそれをやっておりますし、現実的に負担割合につき

ましても、日々、月々今調整をしているところでありまして、担当者としても最終的にこれ結論を、あま市が合併をいたしましたし、あま市の中でも甚目寺町のみだけは別のところでごみ処理をしておりますので、ここの負担割合も大変複雑になってまいります。そのことも含めて、再度7月に管理者会で話し合うことになっておりますので、何とぞご理解をいただきたい。

ただ、先ほど申し上げました負担金につきましては、4億数千万円実はございましたが、今はもう4億円を切っております。これも均等割合それからほかの割合も含めて、我々も絶えず環境事務組合の中に意見を申し上げております。例えば、いろんな契約の中で随契が多いんじゃないかとか、無駄なところを省いたらどうか、プロパーの職員をもっとふやせとか、いろんなことを意見として副管理者として申し上げております。その結果が、今、ごみ減量につながった。これはもういろんな要因があると思います。生ごみ減量、そして粗大ごみの減量、すべてそれぞれがすべて関係しておると思いますので、今後もこのことにひるむことなくごみ減量につきまして、そして負担金の減額につきまして、町長としてまた副管理者として鋭意努力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長 伊藤正昇君

あと1分です。

3番 山田邦夫君

1分で結構ですが、結論的な意見を申し上げます。

ごみをいかにして減量するか、町をいかにしてきれいにするか、今以上に減量するか、今以上にきれいにするか。一番問題の一つは、問題意識です。これでいいのかという問題意識が町みずからなかったら、これ以上にはなりません。町の職員も町長以下、これで環境美化宣言の都市と看板が立ててあるんですね。それがあの汚さでいいと思っとるのかどうかと、問題意識です。問題意識のないところに改善が起きません。

2つ目は、環境美化指導員、非常にたくさんいらっしゃる。これは、もう非常に熱心に続けていらっしゃる人もあるし、年々かわってみえる人もある。二、三年でかわる人もあります。その認識と熱意には落差がありますね。これをいかに協力者に仕立て上げるか。今以上にですよ。今の状態じゃだめだと思うんです。やってるやってるではだめなんです。そこはよく分析をして、いい人材を得るように、まさに協働によるまちづくりの精神を入れ込んで、環境美化指導員をいかにするか、この仕掛けが大事です。みずから動くよりは仕掛けを上手にするというのが大事。

最後は、途中で申しましたが、いろいろ手を打っておりますという言いわけは、もうだめ。

議長 伊藤正昇君

山田邦夫君、時間です。

3番 山田邦夫君

現実にやらなければいかんというふうに思います。町の仕事のやり方として、効果を上げる、結論を出す、結果を出す仕事のやり方をしていただきたいと。

以上を要望しまして、質問を終わります。

議長 伊藤正昇君

以上で山田邦夫君の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

40分から再開をいたします。

(午前10時25分)

議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時40分)

議長 伊藤正昇君

質問8番 米野秀雄君の「地震防災対策について」を許可をいたします。

米野秀雄君、質問席へおつきください。

4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。

議長のお許しをいただきましたので、地震防災対策についてと題し、通告書に従いまして質問いたします。よろしく願いいたします。

本町では、今年度実施の3校で、すべての小・中学校の耐震工事が終了し、安心して勉学にいそしんでいただける環境、堅固な避難所としての町民各位の安心の場としての環境が整いました。町長初め、関係各位のご努力に深く敬意を表したいと存じます。

昨年10月、未曾有の大惨事となりました伊勢湾台風襲来50年を迎えました。自然災害の恐ろしさをまざまざと思い起こすとともに、備えの大切さを今さらながら痛感いたしました。昭和19年、今から66年前の12月、紀伊半島南方を震源地とする東南海地震が発生しました。1カ月後の翌昭和20年1月には三河地震が、21年には南濃地震が発生しております。

さて、日本で唯一予測が可能と言われる東海地震、静岡県地震防災センターでは、空白の50年と表しております。過去の大地震が100年から150年の周期で発生していること、東海地震は発生から156年過ぎていることから「空白の50年」と言っているとのことでした。また、過去の事例では、東海地震、東南海地震、南海地震は、連動発生するだろうと専門家はおっしゃっております。

2年前に発生した中国四川省地震では、死者、行方不明者ともで7万8,000人との報道が

されました。実に本町の人口の2倍以上でございます。民家の構造や立地条件が異なるとはいえ、地震の恐怖を再認識する被害状況です。その後も世界各国で大規模な地震が発生しましたし、つい先日も福島県で震度5規模の地震が発生いたしました。このような状況の中、冒頭でお話ししましたように、町は地震対策として小・中学校の耐震工事や住宅の無料耐震診断、耐震補強工事補助金などさまざまな対策をとっておられますが、人的被害や住宅等の損害を最小限に抑えるためには、正しい情報をできるだけ早く住民の方にお知らせすることも大事ではないでしょうか。

そこで、この観点から本町における緊急時の情報伝達手段及び関連について質問させていただきます。

1つは、防災行政ラジオについてであります。愛知県下では、名古屋市の一部、岡崎市、豊田市、蒲都市及び飛島村の4市1村が防災行政ラジオを導入されたと聞き及んでおります。他にもあるかもしれませんが、あるとすれば私の情報不足でございます。本題に戻ります。防災における広報は、1つには、屋外拡声器による方法、2つには、加入電話利用による方法、3つには、電話回線を利用した屋内スピーカーによる方法、4つには、防災行政ラジオによる方法があり、行政エリアの特徴でそれぞれ採用されております。

平成21年第3回定例議会の折でしたか、全員協議会でJ - A L E R T全国瞬時警報システムの説明があったと記憶しております。このシステムは、地震に限れば、消防庁が通信衛星を利用して全国に情報を発信するもので、本町では、緊急時には24時間体制で同報無線で伝達する仕組みと理解しております。しかし、社会環境は大きく変化しております。速報体制は、同報無線のみで充足しているのでしょうか。

西尾張中央道にありますハウジングセンターでは、新築家屋ではほとんどが二重ガラスを推奨しているようです。防音、防災及び室内温度調整からの快適生活環境とエコのためです。この結果、外部からの音、声が入りづらくなっております。同報無線方法は、ほかにも高層建築物の増加で音声が届かない地域が出る。風向きなどで聞きづらいことがある。音量を上げると付近の方から異論がある。スピーカー増設は適当な場所がなく、あっても建設費が高額である。新築、改築建築物は、防音に優れ、常態的に同報無線の声が聞きにくい。反響により聞き取り障害が発生する。台風の襲来や冷暖房で窓を閉めていると聞きづらい等々のふぐあいもあるのではないかと拝察いたします。

本町における同報無線拡声器の設置数、現状で充足しているか並びに寄せられた苦情や要望などについてお伺いいたします。

県内では、4市1村で防災行政ラジオが導入されたと聞いていますが、そのうち飛島村及び蒲都市では、同報無線で充足できない部分の改善のため、防災行政ラジオが導入されました。飛島村では、平成21年度に導入され、本年5月14日現在で住民の方へ1,037台、工場等で範囲が広いとして追加を希望された企業に150台、計1,187台が配布されました。蒲都市で

は、平成19年度から3年計画で導入が図られ、個人所有となることから自己負担金を徴することとして現在までに5,900台が販売されました。この防災行政ラジオは、AM、FM放送中でも防災にセットしていれば、行政広報放送やJ - A L E R Tが優先自動受信するものであり、関東の業者が販売しているとのことでございます。業者はほかにもあるかもしれませんが、経費を要することでもあり、防災行政ラジオに限定しているものではございませんけれども、防災とりわけ早期情報伝達の観点から、町民の皆さんの安全・安心のために基本的方策についてお示しください。

質問の2つです。小・中学校の地震対策についてお伺いいたします。

文部科学省では、地震発生時に机の下に入るのは必ずしも適切でないとしされ、新聞等でも報道されました。5月26日だったと思います。具体的な行動規範の指導があるかと思いますが、早期に対応いただきますよう、蛇足ながらお願いいたします。

蒲郡市では、小・中学校の安全教育、ひいては児童・学童の安全・安心を守る環境整備の観点から「デジタルなまず」なる緊急地震速報伝達装置を全校に配備いたしました。デジタルなまずは、制度ではなく商品名であると思いますけれども、この質問の中ではデジタルなまずと呼称させていただきます。

デジタルなまずは、気象庁から地震速報データ信号を2カ所のセクションを経由して端末に送付され、自動で校内放送される仕組みであります。数年前、昨年ですか、たしか春だったと思いますけども、民放テレビで紹介放送されておりました。学校端末には、学校所在地の緯度、経度を含む情報が設置されているため、より具体的な情報が放送されるわけです。例えば東南海地震で、震度7ないし8の地震が発生したとします。本町では、6弱ないし6強の揺れが想定されていますが、この場合は「命にかかわるほどの揺れがすぐ来ます。」の放送が流れ、S波到来の10秒前からカウントダウンします。

デジタルなまずは、1校当たり購入費、設備費とも28万9,000円とのことでしたが、1カ月の緊急地震速報情報提供料が1基5,145円とのことでした。本町の小・中学校の耐震工事は本年で終了していただけます。J - A L E R Tも開始が間近と聞いております。テレビもすべてのチャンネルがL字で地震情報等を放送されますし、ラジオも緊急放送がされると聞いております。しかし、人が介するものはタイムロスが必然的です。あすを担う子供たちの安全を確保するため、前述の例を参考としたシステムの構築についてお考えはありませんか、お伺いいたします。

質問の3つです。本町では、地震予防対策として「減災の会」がボランティアとして活動していただいております。非常に熱心で衷心より感謝申し上げます。また、地域の区長さん、町内会長さんがお互いが助け合う地域互助の崇高なお気持ちで防災訓練をあるいは防災研修会を開催していただいております。その献身的なご努力には頭が下がるだけです。

さきに申しあげましたとおり、J - A L E R Tがスタートいたします。この全国瞬時警報

システムは、緊急地震速報のほか、ゲリラ攻撃、航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、テロ、台風など気象警報等々の情報が対象とされております。10件以上の対象情報があり、地震情報はそのうちの一つでございます。

町内の皆さんの安全・安心を守るのは、自治体の重要な責務でございます。安全・安心課など、これに類した名称で照会や窓口相談を所管表明している自治体も多いと聞いております。この件につきましては、昨日、松本議員の一般質問の中で、安全・安心課を創設したい旨の町長のご答弁がございました。重複いたしますが、私の質問の流れとして質問させていただきます。本町は、不測の事態に備え、食料の備蓄などにより町民の安心を図っていただいております。心強く思っておりますが、自然災害に強いまちづくりの観点から、町長のイメージしておられます安全・安心課構想に町主導の具体的防災指導体制をお加えいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上3点についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

消防長 山内 巧君

それでは、消防から先に1点目の防災行政ラジオの導入についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、同報無線機の拡声器の設置数でございますが、現在は48基設置がしてございます。その充足状況につきましては、不感地域の対策といたしまして、平成14年度から17年度にかけて毎年1基ずつ同報無線拡声器を増設し、その改善に取り組んでまいりました。また、今後の増設計画といたしましては、JR駅北区画整理事業地内がありますが、この地域につきましては、建物の建設状況を見ながら、電波障害などの状況を把握した上で対策を講じていきたいというふうに考えております。

次に、苦情についてでございますが、設備の問題といたしましては、拡声器から雑音が出てうるさいという苦情が数年前から入るようになりました。これは、原因はアンプの老朽化によるものと判明しておりますので、その都度アンプを交換して対応してまいったわけですが、今年度から毎年5基ずつ交換をしていく計画を立てているところでございます。また、放送に関しましては、早朝などの時間帯であるとか、また放送内容によりましては、うるさいとか、逆に聞きづらい、そういった苦情が役場のほうに寄せられることもあるというふうに聞いております。

また、要望についてでございますが、以前は同報無線が聞き取りにくいから拡声器を増設といったような要望が出されておりましたけれども、それについては新たに増設するといったことでこたえてまいりました。最近では、そのような要望は出されていないようでございます。

続きまして、防災行政ラジオを含め基本的な方策についてのご質問にお答えをいたします。議員にお示しをいただきました防災ラジオの受信方式が蟹江町でも採用できないか、蒲郡

市や東海総合通信局に担当者が出向いたしまして、いろいろとお話を聞いてまいりました。蒲郡市では、この防災同報無線の出力が5ワットでありまして、防災ラジオは一部山沿いなどで電波が届かないところもありますけれども、おおむねこれは良好であるということでございます。

一方、蟹江町では0.1ワットの出力しかなく、蒲郡市の50分の1の出力しかないということでございます。以前にテストいたしました防災ラジオが蒲郡市で採用されているものと同じものでございましたので、再度、消防署の中でテストを繰り返してみました。屋外では、役場のほうにラジオを向けますと何とか受信をすることができるわけでございますが、屋内に入りますと、全く反応を示さなかったということでございます。ラジオメーカーのほうにも問い合わせいたしましたところ、0.1ワットの出力では屋内では、基地局のある役場の周辺ぐらいしか聞こえないだろうといったことの答えでございました。この出力では、町内全域をカバーすることができないということもございまして、東海総合通信局のほうに出力を上げる許可がいただけないかとの相談に行つてまいりました。電波は、当初の申請時に電波伝播調査というものをを行うわけでありまして、それに基づきまして必要な出力を許可をいただいております。これを引き上げると、同じ周波数を使用している市町村がたくさんございますので、そことの間で電波の輻輳が起きてしまうと、そういったことで出力増の許可は、これは難しいといったことのお話を聞いてまいりました。

このようなことで、現行設備では防災ラジオの受信方式を採用することには難しいことがございますけれども、再度この防災ラジオなどの個別受信機、こういったものも含めて、またそのほかには防災情報のメール配信など、情報の媒体が同報無線だけに偏ることのない方策を、これは勉強して検討していきたいとも考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

消防からは以上でございます。

教育部長・教育課長 加賀松利君

それでは、2問目の小・中学校の地震対策についてというのでお答えさせていただきます。

最初に、文科省ではということで、日経の朝刊5月26日の新聞でございます。地震発生時、一般的には火を消す、地震発生時に火を消す、机の下へといった行動が本当に妥当なのかという文科省の専門部会が過去の例から見直しをされたということで、新聞に掲載してあります。例えば、ガスは揺れを感知すると、都市ガスは揺れを感知すると供給がとまる。これはLPガスのほうにももとのほうについておりますので、ガスの火を消すよりも身を守ることを優先すべきだということでございます。それに基づきますと、大地震の最中にすぐに机の下にもぐりなさいというのではなくて、当然机があればいいんですけれども、柔らかい机ではつぶれてしまいますけど、学校にある机は丈夫になっておりますので多分大丈夫だと思いますけれども、机を探して右往左往するのではなく、大きな建物の壁のそばに寄りなさいと

いうことをっております。無理に動かないで、その場で姿勢を低くして頭部を守るということっております。

また、デジタルなまずでございますけれども、理解しておりますが、それにかわるものとして町では平成21年度学校ICT環境整備事業で、小・中学校に地デジ対応によるデジタルテレビの導入を実施しました。デジタルテレビは42インチ、50インチを導入しており、小学校ではほぼ全教室をカバーできる台数で、中学校は移動式を10台導入していますと。

ご質問の緊急地震速報対応についてはNHKで緊急警報速報の最初の信号、ピコピコというんですか、デジタルテレビが自動的に感知して速報を流す仕組みになっております。このNHKの放送は、大規模地震の警戒宣言や津波警報などを特定の機能を持つ受信機を自動的に作動させ、深夜などでも災害情報を伝えるものであります。蟹江町のデジタルテレビでは直接気象庁の新しい防災情報を得ることはできませんので、NHK放送を介して情報を得るものであります。

小学校では、職員室から各教室のデジタルテレビに緊急避難画像を流して、画像の一斉配信機能システムを導入していますので、緊急避難画像を流して避難を円滑に進めることが可能になりましたので、ただ、気象庁からの直接受信ではないので、議員の言われるタイムロスはあると思います。

今後、小・中学校の緊急避難訓練については、テレビを利用した計画策定をしており、緊急受信対策は万全にしたいと考えております。

なお、デジタルなまずの導入については、予算等も絡みますので、今後、防災担当とも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

町長 横江淳一君

それでは、3問目のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

町主導型の防災体制の強化はできないかということでございます。先ほどお示しいただきましたように、昨日の松本議員の質問にお答えをさせていただきました。地震だけいえば、この強化地域に指定されて蟹江町も久しいわけでありまして。蟹江町ばかりではなくて、この海拔ゼロメートル以下の地帯、日本の屈指のデルタ地帯の被害というのは想像を上回るものがあるんじゃないかということも言われる学者もいるわけでありまして。また、ある学者に言わせると、こういう湿地帯に高層ビルが建っていること自身がこれは不可解だということをおっしゃる、まさにそういう事態もあるというのを理解をいたしておりますし、いろんな防災の講習会に出ていきますと、それぞれの学者の先生方の見解が若干違うのは気になるわけでありましてけれども、それでもいわゆる強化体制として我々としては絶えずこれを注視していかなければならないということは、事実思っております。

また、防災体制の一元化管理ということは、当然これ究極の目的でありますけれども、先

ほど来、申し上げましたとおり、教育委員会の所管事務もございませぬ。それから消防も当然町長部局にあります、当然消防からの情報に頼るといふのが今一番の肝心な、まず一番の情報源であります、そういう意味でいけば、国からの情報を瞬時に伝わっていただけるような、そんなシステムが蟹江町にあれば、それにこしたことはございませぬ。町としてできる限りのことを今やっているわけではあります、その中では、公共の建物の耐震化つまりハード部分については、教育については特に今年度何とかハード部分については完成をさせていただくこと、これも議員の皆様方のお力添えのおかげだと思っております。また、あとソフト面については、やらなければならないことはまだたくさんあるのは十分感じております。

そういう意味で、来年度に向けて、蟹江町のいわゆる地震対策だけではなくて、防災対策、水害対策も含めてでありますけれども、安心・安全課の創設を含めて地域の皆さんの意見を一極に集中できるような、そんな課の創設並びに意見の集約ができるような、そんな会議も新たにづくっていききたいな、こんなことを思っております。

いずれにいたしましても、議員各位の皆様方にはいろんな具申をいただくわけではありますけれども、特にこの防災については、この地震については、一番今興味のあるところでありませぬし、国としてもいろんな予知、それから警報に対する対策等々もとっていただいておりますので、できる限り町ができることから順番に進めていくべく対策をさせていただきたい、こんなことを思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

4番 米野秀雄君

ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

質問の1につきましてでありますけれども、現在、蟹江町のほうが同報無線の出力が0.1ワットしかない。私、そこまでは考えておりませぬでした。0.1ワットがあるいは1ワットが、2ワットが、3ワットがどの辺の範囲までがクリアできるのかといふのは、私、勉強不足で承知しておりませぬけれども、今後もやはりこういう電波を通じたいいろんなものが入ってこようかと思っております。0.1ワットでそれが充足できるかどうかといふのは、非常に難しいものだと思っております。そんな観点から、防災行政ラジオにこだわるつもりは全くございませぬけれども、現実問題としては、やはり少しでも早く1秒でも早く、町民の方にその事態をお知らせをするという観点からすると、現在の中ではこれが一番優れているのかなといふふうに思っております。質問の中で申し上げましたJ - A L E R Tがことしの暮れまでにはどうやらスタートするといふ状況の中で、どんなものが入ってくるかわからない、それを的確に対応するのが行政の仕事だといふふうに思っております。

そういう観点から、確かに先ほどご回答ございました東海総合通信局ですか、元の電波管理局ですね、こちらのほうとの折衝交渉といふのが非常に大事かと思っております。少しでも早く

防災行政ラジオの稼働に限りません。その後のものが私どものこの蟹江町で導入できるように、出力増加をしていただきますようにご努力をお願いしたいと思います。

それから、2番目のデジタルなまずの関係でございます。ちょっとわかりにくい部分があるわけでございますけれども、といいますのは、NHK初め民放は、地震等の情報が入ったときには、すべてのものが震度5、たしか前回の発表では震度5以上の場合は、すべてのチャンネルでL字型の警報を出すということでございました。NHK等のエリアと申しますと、途中の中継所を設けまして、愛知県全域、静岡県西部そして岐阜県の南部、三重県と、三重県の中部以降北ですね、こちらのほうだと思います。非常に抽象的なものもあろうかと思えます。実際にそういうものが入ってきたときに、どのような行動ができるか、私としてはイメージができないんです。そういうこともございまして、実際として、現在、学校のガラス窓、これは耐震になっていないと思えます。どんな揺れがくるのか全く想像ができないわけでありまして、学童の安全という観点からして、いま一度ご検討を賜りますようお願いしたいと思います。

私の事例として申し上げましたデジタルなまずには、ご回答の中では趣を異にしておりますけれども、小・中学校の経営の責任者、お立場ということで特にご回答でございますので、論争するわけではございません。ご回答を了とさせていただきますと思います。

最後に、町長のほうからご答弁いただきました。昨年10月だったかと思えます。伊勢湾台風匹敵するというような、コース的にも匹敵するというような台風の襲来が予報されました。私、たしかあのときは夜の10時ごろが満水だというような情報だったと思えます。夜8時以降、日光川のほうへ3度ほど水位を見にいきました。暗がりでしたので、なかなか雨の中、水位の確認は至りませんでしたけれども、10時、満潮の予報された10時に行きましたところ、懐中電灯の光の中で水が流れている、ポンプが動いているな、そんな安心感を持って帰りました。そのときなんです、私2時間半ほど外にいましたけれども、私が聞き漏らしたと思えます。聞き漏らしたと思えますけれども、同報無線で台風情報が流れたのかどうか、その蟹江町で3カ所のところで自主避難されたように聞いております。

また、区長さん、副区長さんが避難されてくるかもわからない地域の方のために、夜8時半ごろから公民館のほうに泊まり込んでおみえになった事例も聞いております。皆さん、本当に心配、以前、伊勢湾台風を経験された方は、特にそのときの惨状が目には浮かんだと思えます。そのような行動をとられたと思えます。

ぜひ同報無線については、いろんな問題があろうかと思えますけれども、町民の方に広くお知らせするには、現在のところ同報無線しかないと思えます。それで、そういう観点から、いま一度同報無線の利用方法についてお考えございましたら、お示しいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

消防長 山内 巧君

ただいまの同報無線の利用についてのご質問でございますが、基本的には同報無線は、同報無線の管理規程というもので利用しておるわけでございます。昨年の大雨の例を出されまして、自主避難のときには、あれは同報無線を使っては流しておりません。基本的には避難勧告、避難指示、そういったときに限って同報無線を使って訴えると、そういったことにしておりまして、自主避難については、かえって混乱を招くということで、そういった運用は今のところはしていないということでございますが、この運用のほうにつきましては、今後、今言われたように検討を加えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4番 米野秀雄君

私も長く公務員をやってまいりました。危機管理というのは、悲観的に考え、楽観的に実行するということだと思っております。これからどんな災害がどんな状態の中で、いつ何どき起こるか分からないという危機感を共有しながら進めていくことが大事であろうと思えます。現在のところ、確かに先ほど質問の中で申し上げましたけれども、東海地震が起こってから156年経過しております。理事者の皆さんがもうご存じのように、例えば地震保険、地震保険に加入しようとしています。掛金は、この愛知県でも我々のほうの海部地区あるいは三重県のほうは、掛金率が高いんです。それだけ発生比率が高いということだと思えます。この今置かれている現状は、決して安心しておられる状態ではないと思っております。当蟹江町は、海拔マイナスメートルと言われております。そういう中であって、よその地域とは違う環境の中で、町民の3万7,000人の町民の方が皆さんが安心して、本当に安心して暮らせるように、そういう情報伝達がスムーズに体系的に行い得るようにひとつご期待申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 伊藤正昇君

以上で米野秀雄君の質問を終わります。

質問9番 中村英子君の1問目「第二学戸区画整理事業内の農業用水路について」を許可をいたします。

中村英子君、質問席へおつきください。

8番 中村英子君

8番 中村でございます。

1問目の質問であります。第二学戸の区画整理事業地内の農業用水路ということについて質問をさせていただきたいと思えます。

第二学戸の区画整理事業も完了して随分たっておるわけでありましてけれども、この第二学戸の区画整理事業をいたしましたときに、水田として利用されている区画というものも幾つかできておりました。学戸小学校の東側もそうですね、周辺もそうですし、水田が1区画として残っているというところがあります。その1区画なんですけれども、区画の中に地権者が数人いらっしゃるという状況だと思えますが、その水田の1区画は用排水路という水です

けれども、水田をやるための水の供給について1カ所だけセットされているという状況だというふうに聞いております。

そこで、この1カ所しかセットされておられませんので、複数の地権者がおりますときに、そのうちの1人が開発行為を行って埋め立てるという状況になって、そして、その用排水口をふさいでしまうという事態が想定されるわけですが、そのふさいでしまったときに、残りの地権者が水田を耕作する場合に、この水をどうするのかというような問題があるというふうにお聞きをしております。

町のほうは、この場合、開発者すなわち埋め立てる人に対して、費用を負担し、水路をつくり、それを管理しろというような行政指導を行って、それに対応しているというふうに伺っておりますけれども、そのようなことは事実としてあるのでしょうか、どうでしょうかということをお伺いしたいと思います。

産業建設部長 水野久夫君

お尋ねの事例、役場周辺で行われました土地区画整理事業の地区内での事例でございます。区画整理事業ですので、本来、事業の進捗に伴いまして開発埋め立てがされるわけですが、たまたま埋め立て予定地の周辺に水田が残っておるといような場合に、埋め立てによって今までどおりの通水が確保できないというときに、地権者の方にお問い合わせをして通水管の設置をお願いしたという事実はございます。

ただ、これが行政指導なのかどうかということですが、私どものほうは行政指導という観点ではなくて、引き続き周辺で耕作を続けられようとしている方の、地権者の方にかわって当時の事業の施行者でありました区画整理事業者として周りの方にお問い合わせをしたというのが事実でございます。

8番 中村英子君

これは、もう最初のときからですか、いつからですか。これがこういう問題が発生した最初のときから、そのようなお願いですか、行政指導ではなくてお願いをしているということでやっているということで、これは最初からでしょうか。

産業建設部長 水野久夫君

地区内のこの事業につきましては、昭和57年12月に仮換地の指定がされて工事が始まっております。57年度の末から道路の築造工事にかかっておりますが、大半の道路築造はその後5年ほどかけてほぼ完了しております。ですから、この道路の築造に伴いまして、宅地の埋め立てをされる方もふえてまいりましたので、通水管云々の話がふえてきましたのが昭和60年ごろからだというふうに記憶しております。

8番 中村英子君

このような事態が発生して、そして最初の時点から、これは開発者が自分の費用でパイプですか、自分の宅地の下にアンダーか何か方法というのはそれぞれだと思いますけれども、

そういうものを埋めてやっていくんだということは、当初からの了解事項ということによろしいでしょうか。

産業建設部長 水野久夫君

当初からの了解事項ということなのかどうか分かりませんが、開発をされていくという中で通水が必要だという事態が出てまいりますので、あくまで開発される方をお願いをして対応してきたということでもあります。

8番 中村英子君

そうですね、ここに原因者である開発者にその負担を願うということでご協力をお願いしてきたということなんですけれども、片方の考え方といたしましては、受益者が負担するという考え方が一方ではあるかもしれません。

それから、これは、水路は、私たちが一般的に考えますと、公共的なものというような考え方をしがちなんですけれども、あくまでこれは水路であっても私的水路というような感覚で、その開発した人に帰属し、開発した人が維持管理するというようなことで、非常に私としては変則的な感じがするわけなんですけれども、このやり方について適正であると、別に問題ないというような見解でよろしいでしょうか。

産業建設部長 水野久夫君

埋め立てに伴って必要になってくる管につきましては、全く個人さん、地権者同士の中で調整をされて据えていただくものというふうに理解しております。設置をしていただくものというふうに理解しております。

ただ、区画整理事業でとはいうものの、この場合は、議員が最初に申されましたように、ある部分、今までの耕作も続けながら区画整理事業をしていくというのが地権者の方々のご意向でありましたので、事業施行者としてはそういった地権者のご意向を重視して、実際には耕作もしつつ、区画整理事業というものに取りかかりました。ですから、道路をつくっていく際に、もともとの水路が、この地区はクリークが多かったもんですから水路がありまして、道路をつくりますと、もうそのつくった道路でもって既に水は途絶えるという形になりますので、道路をつくるときの管、それぞれが1つのブロックに1本ないし2本ずつブロックを通して通水できるように、道路の下に管が入っております。それにつきましては、事業施行者のほうで対応をさせていただきましたが、その後の個々の開発につきましては、それぞれ開発される方の負担の中で、今までその方も今までは耕作をされていたという事実がありますので、それよりも前に埋め立てをされた方のそういった行為によって、自分の耕作が続けられるという状況でもございました。そんなところで内容をお伝えしながら、個々の方に管を入れていただいたということでありまして、個々の管につきましては、町のほうで管理をするというような感覚のものではございません。

8番 中村英子君

最初から、このようなやり方で地権者の皆さんのご協力の上にやられてきていると思うんですけども、先ほども言いましたように、この水路が個人の管理のもとにあり、しかもそれがその内部の人たちの問題だけとしてとらえるということが適正かどうかということを私はお伺いしているんですけども、区画整理事業の施行者は蟹江町でありますので、蟹江町が例えばそういう問題が発生したときに、土地の地形上、物理的に可能であれば、その用排水口のつけかえをするだとか、あるいは、また、個人の敷地の中でも、その開発した人と話をして、町の責任において水路というものを維持管理するということが私は適正なやり方かなと思うんですけど、あくまでも蟹江町はその区画整理した1区画の関係地権者の中での問題であって、町としては、そのことについてお願いしたりご協力したり、話し合いの中には入るけれども、実際にはもうノータッチであると、そのことで何ら問題はないというふうな認識でよろしいでしょうか。

産業建設部長 水野久夫君

今、議員が申されました感覚でよろしいです。町としては間違っているとか、地権者の方々のことを考えながら実施をしてきたという事実でございます。

8番 中村英子君

もし私が仮に開発者だとしますと、そういう町のほうのご協力のお願いによって、自分の敷地内にそういうアンダーか何かわかりませんがやらせて、そして、水田をしている人に提供するわけですけども、これは最初に費用がかかることはもちろんですが、例えば先ほども米野議員からお話ありましたように、災害があるかもしれませんし、またいろいろな事情で破損だとかいろいろな状況が起こるかもしれません。ということは、永久的にその維持管理もその人がやっていくというような状況になっていくわけですけども、これが私は変則でおかしいんではないかというふうに考え方を申し上げているんですけど、町がそれで何も問題ないと、今聞いていることは本会議ですので公式の見解だと思いますけれども、そういうやり方で何ら問題ないというような見解であれば、それ以上のことについては私は申し上げるつもりありません。

ただ、個人に任されているということは、個人同士が関係がいい場合は、それはいいんですけども、中には転売というか、どこか第三者に売っちゃうということもありますので、そういう人からこれはおかしいんではないかというような訴えなりそういうものがあつた場合も、十分これは法的にその人たちを説得し納得させられることだというふうにまで思ってみえれば、もうこれ以上言うことありませんので、その辺の見解だけお伺いしたいと思います。

産業建設部長 水野久夫君

今までにそういった事例としては直接的に当たったことがないんですけども、確かに議員が言われますように、所有が変わったりした場合に、新たな所有者の方がまさか自分の下に

管が入っているというのは知らなかったというような事例はないとは言えません。起こり得る話です。

ただ、当然そのときに、じゃ、町としてどういようなお話をさせていただくかということになりますが、実際、今、区画整理事業ももう終わってしまっておりまして、関係するだろうところは町としての関係は、当時の事業施行者としての関係がございますので、恐らくご質問お尋ねについては町のほうに、最初は個々の話の中で始まったことにしても、町のほうにお尋ねがあろうかと思えます。ただ、そのときに、当時のいきさつ等もお話ししながら説明をしなければいけないと思っていますけれども、実際に入っております管が塩ビ管の10センチだとか15センチだとかという管が入っているわけですね。通常家庭の雑排水とかなんかでも、側溝まで自分の敷地の中でそういった管で施工がされておりますので、構造的に問題があるということではございませんし、新しい地権者の方への説明責任といえますか、そういったことについては町のほうでさせていただかなければならないと思っています。

8番 中村英子君

終わります。

議長 伊藤正昇君

以上で中村英子君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「人口減少と子育て支援、それに伴う町の将来像は？」を許可をいたします。

8番 中村英子君

それでは、2問目の質問についてお願いいたします。

これは、長期にわたる蟹江町の姿を探していきたいというところ、そういう観点からの質問となります。

人口の減少、人口ということについての質問をいたしますので、最初に、日本の国の人口の変化について説明をさせていただいてから、質問に入っていきたいと思えます。

日本の国の人口ですけれども、2005年、これ平成17年ですが、この前半から日本の人口が減少に転じたというふうに言われております。日本の人口のピーク時は何人だったんだろうかということですが、ピークは2005年ですから、減少してきたのが2005年ですから、2004年がそのピークというふうに思いますが、そのときの人口、日本の人口は約1億2,780万人であったということです。この1億2,780万人に達するまでに、どれだけの年数がかかっているのかをみますと、明治維新の1868年、このときの日本の人口です。これが約3,300万人から3,400万人だったということでありまして、つまり非常にこれは信じがたいことですが、聞いてびっくりという数字ですが、明治維新の時点では日本の人口は3,300万人から3,400万人だったということなんです。それから136年が経過をいたしました。つまりこの136年間の間に、日本の人口は約4倍ぐらいになったということでありまして。さかの

ぼってわずか136年の間に日本の人口は約1億人ふえたということであります。これは、短期間に非常にすごい増加であります。

この人口増加ですけれども、その後、出生率というのが下がってまいりました。皆さんもご存じだと思いますが、出生率が下がってきまして、生まれてくる子供の数が年々減少するようになってまいりました。平成17年その2005年ですけれども、合計特殊出生率というのが1.26まで下がりました、過去最低の数字となりました。その後は、その出生率が1.34あるいは1.37という数字で少し回復しましたけれども、その辺のところでは推移しているということです。平成22年ですけれども、ことしも大体約1.37というふうには推定されております。

人口が横ばいであるために、どれぐらいの数字が必要であるかといいますと、この出生率が2.07あるいは2.08、その辺のところでは人口を横ばいに維持するのに必要な数字であるというふうには言われているんですけれども、1.37という数字が続きますと、日本の人口はどのようになっていくのかということであります。推計によりますと、2050年には1億人を切って9,000万人台まで減少、ちょっと遠い話ですけれども、100年後の2100年には6,200万人から6,700万人台になるというふうには言われております。毎年74万人が消えていくという計算らしいんです。ですから、2005年、平成17年を境にいたしまして、それ以前の約130年で1億人人口がふえました。これから100年後には人口が半減、6,500万人ぐらい少なくなるという、非常に人口の増減が激しい時期に今当たっているというふうには思うんです。

このような日本の国の人口減少、増加と減少のはざまにあるというような実態について、町当局のほうはこの認識がありますでしょうか。このようなことを知っているのかどうかについて、まずお伺いしたいと思います。

政策推進室長 伊藤芳樹君

この件につきましては、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今、中村議員がおっしゃったような内容のことにつきましては、現在、総合計画をつくっているということもありまして、町の人口が今後どういうふうに移っていくだろうと、そういうことを実際に調べるに当たって、日本の人口等のこともいろいろと調査しております。

おっしゃったように、そういうようなことが当然わかってきたわけですが、先ほどおっしゃられております、その合計特殊出生率というのがありました。これも実は2.0を割ったのが1975年ということでありました。それで、当然その辺のところから少子化が始まってくるだろうということは想定されていたということですが、その後、私どもの調査といいますが、知ったことは、1995年に労働力人口といいますが、ちょうど子供たちを越えて、要は老人の間の層ですが、そういう人口が1995年に最高だったのが、そこからだんだんと少なくなっていくという、そういう状況になると、そういうことがわかってきました。先ほど言われたように、2005年に合計特殊出生率が1.26ということになって、そこが2005年が一番人口が頂点であったけれども、そこから減少していくんだということも知ることができました。

それから、もう一つは、一番合計特殊出生率が高かったいわゆる団塊の世代です。団塊の世代のころは、実は出生率が4.5という、そういう数字だったそうです。その皆さん方が大量に定年されるという事態がこの2007年、平成19年ぐらいから始まってきたという、そういうことが知るようになってきました。

そこで、そういうことからすると、当然人口の減少やいわゆる少子・高齢化によって、今後起きることはどんなことだろうということで、例えば消費需要がどんどん低下していくでしょうと、そうなると地域社会の活力もまた当然低下していくことでありましょし、労働力人口が減少しますので、当然貯蓄率やなんかも減ってくるということで、経済的にも長いスパンでもってやっぱりそういう成長が下降していくだろうと、そのようなことも考えられるのかなということも思っていました。

(「知ってるかどうか聞いているだけなんで」の声あり)

要は、その辺は調査させていただきました。

以上です。

8番 中村英子君

答弁ありがとうございました。

私は、この急激な200年間に起こっている日本の人口の動態について知っておるかどうかが聞いただけなんです。

次の質問でそれを答えてもらおうと思ったんですけどね、最初に言っていたいちゃったんですが、人口がどんどんふえていくというときは余り問題がないと思うんですね。国の活力もついてきますし、基礎体力というものも上がりますし、それはもちろん生産性も向上するとか、いろんなことありますので、人口がどんどんふえてくるという状態は、国が発展していく姿というものはあるわけですけれども、ところが、逆に人口がどんどん急激に1年間に74万人もの人口がなくなっていくという事態に直面したときに、どういう社会が予測されるのかということや次を聞こうと思ったんですけども、どのような社会が人口減少の中では予測されるかと、今、労働力の不足だとかいうことを言われましたので、そういうことも含めながら、もう少しこの人口減少が社会に与える影響というものについての認識をお願いしたいと思います。

政策推進室長 伊藤芳樹君

失礼しました。人口の話をされるときに、多分そういう話になるかなということで考えておりましたものですから。

当然そういう経済的なこともあります。それから、あと人口が減っていくということで、当然財政的な面で、人口減少ということになると、納税義務者自体が当然労働力、先ほど言いました労働力人口が減るということで、納税義務者自体が少なくなるわけでございますので、人口の減少によって税収が減少してくるだろうと、それから、また少子・高齢化によ

ては社会保障関係の支出が当然多くなって来るであろうと、そして、今、町のほうとしてもやはり問題となるであろうと考えられます累積、だんだんとやっぱり債務が累積していきますので、これからの若い世代にその負担がのしかかってくるのかなと、そんなふうに思っています。

以上です。

8番 中村英子君

今答弁いただきましたけれども、人口がどんどん減少する社会、やっぱり認識は一緒だと思うんですね。今ご答弁いただいたことと認識は一緒だと思います。何がどうなってくるのか、若い労働力が減少してまいります。働く人の数がなくなってくるわけです。それに伴って生産性、生産量というものは、当然減少してまいります。そのようになりますと、買い物をする人も少なくなりますから、絶対数が、不景気が連続してまいります。そして、不景気が連続しているだけならいいですけども、今ご答弁の中にありましたように、高齢人口の信じがたい増加ということが現実問題としてあります。つまりこのような社会は、社会の活力は失われて発展が望めないと、寂れていく社会というような方向性が残念ながら想像されるわけです。このままいけば、何も手を打たなければ、そのような状況になっていくということでもあります。

少しつけ加えて言いますと、世界の人口はどうかということではありますが、世界の人口はどんどん増加をいたしております。1年間に約8,000万人がふえているという状況でありますので、世界的な人口はどんどんふえるけれども、日本の人口は減って、今言ったように、すべてのものが縮小していく、そして、その中でも高齢者の非常に多くなっていくという社会が想定されるわけです。

それで、蟹江町の問題におりてきたいわけですけども、蟹江町の将来人口の見通しであります。蟹江町の人口は、じゃ、あなたはふえていくのか、減っていくのか、横ばいなのか、今、第4次総合計画をつくっておりますので、その中で10年後の人口の設定というものをどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

政策推進室長 伊藤芳樹君

この10年後の蟹江町の人口どのぐらいなるだろうということです。

(「目標ですよ。第4次……」の声あり)

目標ですか。目標自体は、実は3万8,000人という格好で目標を上げております。

(発言する声あり)

ただ、この数字、今、声が小さいなという、少ないなという、そういう声を聞きましたけれども、この数字自体は、実は推計からすると相当低い数字になってくるということで、実は私もびっくりしました。実は……

(発言する声あり)

じゃ、一応3万8,000人という推計です。

8番 中村英子君

人口、目標人口を聞いただけですので、その人数だけ言ってもらえば結構ですので、それで10年後に皆さんは、第4次総合計画の中で3万8,000人というふうに目標を設定しているということであります。この3万8,000人ですけれども、過去の第2次の総合計画の中では3万8,000人でしたね。第2次総合計画の目標人口は3万8,000人でありました。そして、第3次では目標人口4万人でありましたね。4万人であったわけですが、そこで少しお伺いいたしますが、目標人口が4万人、当時の人口は3万6,000人前後だったと思います。3万6,000前後、750名ぐらい、計画をつくったときは住民基本台帳の関係でいきますと3万6,300人ぐらいでしたか、そのことだったんですけれども、この4万人というような設定に対して、人口をふやすという設定に対して、具体的な政策、具体的な効果、そのようなものにはどのようなものがありましたか。

政策推進室長 伊藤芳樹君

確かに第3次の総合計画では4万人という、そういう数字でもってやらさせていただきました。結果的にはそこまで数字が伸びず、今現在でもやはり3万6,700人ぐらいですか、そういう人口になっています。

当時、総合計画をつくった折には、当然、都市基盤整備ですとか、そういうことを行って人口をふやしていこうと、そういうことで進めておったわけですが、結果的にはなかなかそういう、こちらの思っているとおりににはなっていかなかったと、そういうことかなと思っております。

8番 中村英子君

結果ではなくて、結果に至るまで、どのような政策が行われましたかということをお伺いしたいと思います。

政策推進室長 伊藤芳樹君

それはいろんな政策はしてきたと思います。

(発言する声あり)

当然その子育て関係もそうでしょうし、先ほど言いました都市基盤のほうもそういう格好でいろいろやってきたとは思いますが、それがやってきたけれども、効果としてその人口の増加という格好にはなっていないかなと思っております。

8番 中村英子君

蟹江町の人口の今目標の設定が3万8,000人だというふうにおっしゃいましたね。先ほど申し上げましたように、1.34、37の出生率でいきますと、蟹江町の人口は、じゃ、どうなるのかということなんですが、これは大変大ざっぱな数字であります。年間日本の国民の人口が74万人減っていくということに仮定して考えてみますと、1年間に約212人、220人ぐらい

の方が減っていくということになると思うんです。10年たちますと、恐らくその10倍の2,200人ぐらいの人口は、自然にこのままでは減っていくという状況になると思うんです。

ところが、今、自然でいけば人口は減っていくけれども、目標は3万8,000人ですので、私は10年後には今から2,200人減ると3万4,000人ぐらいの台になっちゃうわけですよ。その差は4,000人になってくるわけですけども、この4,000人に対して、じゃ、皆さんは出生率を2.幾つに上げるだとか、何々をどうこうするだとか、そういうようなことでこれを上げるような根拠、根拠をお持ちでこのことをやってみえるのかどうか、ひとつ伺いたいと思います。

それから、人口が2,200人減るということは、税金はどうなるのかということでもありますけれども、インターネットで紹介されております蟹江町の町民1人当たりが負担した税金というのがありますが、それが平成20年度の3月31日現在の人口で割っているものなんです。19年度決算のものでありますけれども、町民1人当たりが負担している税金ということで約14万1,000円計上されております。2,200人の人口が減ったら幾らの減収になりますでしょうか。

政策推進室長 伊藤芳樹君

まず、根拠と言われました。確かに私ども、その推計しますと、10年後の人口というのはやはり3万4,000人台になるのかなという、そういうふうには実は思っております。私ども、実はこの数字自体も基礎数値というのが、実際はじいた基礎数値というのは、平成17年の国勢調査の人口でもってこの推計数値の基礎をやっております。その基礎でいくと、実際に今現在、平成22年の数字がありますけれども、住民基本台帳と国調の数字とは若干違ってきますけれども、蟹江町の場合だと、若干その人口の減少が鈍化しているような、そんな感じもしているわけです。ですから、今この3万4,000、推定3万4,000人になるだろうというふうに一応思っておりますけれども、多少それは緩和できるかな、そんなふうには思っています。

それと、あと、この3万4,000のその推計の数字には、実は特殊な政策的な要素というのは全く入っていません。今その政策的な要素というのは何かというと、わかりやすいのが、駅北で行っているような区画整理、区画整理事業やなんかで人口がどれぐらいふえるだろうという、そういう数値については全くこれは入っていない数字です。今現在、区画整理地内でもって私どもでは約900人ぐらいはそこでふえるだろうという、そういう想定はしておりますけれども、ただ、その900人ということになると、先ほどおっしゃられました4,000人近くということになると、そこまでの開きがやはりあるわけですから、その辺でどう埋めていこうということになるわけですけども、私ども考えているには、例えば新規の例えば住宅地やマンションが当然そこにはもう建ってきますでしょうし、あと、町として子育て支援を例えば充実していくですとか、そういうことによってまずやっていくという、あと、それこそ先ほど言いましたように、住環境整備やなんかを進めて、何とかその数字を埋めていこうとい

うことでいけたらと、そんなことでもってこの3万8,000というのを今のところ示しております。

以上です。

それから、税の関係のあれは、今すぐ数字出ませんので……

(「ただ掛ければいい」の声あり)

全体で3億1,000万円という、そういう数字、はい。

8番 中村英子君

今、答弁ありましたけれども、その政策的要素というものについて、従来やってきたようなことをやっていけばいいみたいなお話でしたけれども、その区画整理事業で少しあるから、あそこもふえるんじゃないかというようなお話ありました。非常に甘い見通しと言わざるを得ません。人口というのは、今言いましたように、どんどん減っていく状況ですから、それに逆らってですよ、逆らって蟹江町の人口をふやそうとすれば、それはもっと資金もそこに投入する、お金も投入し、そして施策もはつきり打ち出して、これとこれとこういうふうな状況の中でやりますということと言わないことには、背景がないのに3万8,000人になるというような言い方は、今のご答弁ですと、こうなったらいいのになと、こうなったらいいというような希望的観測にしか聞こえないんです。やっぱりもう少し現実というものを見て、町政の町の将来像というものを決めていかなきゃいけないんじゃないかと思います。

今ご答弁いただきましたように、2,200人ぐらいが減りますと、税収3億円減ります。そのほかに不景気の要素なんかが入ってきますと、もしかしたら5億円ぐらい減るかもわかりませんね。その10年後にはどうでしょうか。その10年後たちましたら、また2,200人減ったら、税収3億円、合計6億円減ります。そして、また、そこに不況の関係なんかが入ってきますと、10億円ぐらいの減収になっていってしまうというのが町の持っている現実ではないでしょうか。その現実にはやっぱり目をやりながら、いろんな施策を考えていくという必要があるんじゃないでしょうか。私は、従来の人口がふえつつあるときにやってきた同じような物事でやり方でやっていっても、この現実から逃げることはできないというふうに思います。

そこで、各よその市町では、例えば子育てや、それから子供が産みやすい環境というのを独自につくっていくということに手を入れているところもあります。物すごく特徴的に、自分たちのところはこうやるということで、今から手を打っている市町もちらほらあります。

それから、もう一つ、蟹江町の問題としては土地利用の問題でありますけれども、今も土地区画整理事業は駅北でやっているんでというようなことでいけるというようなお話しております。900人ぐらいふえるんじゃないかというお話ししておりますけれども、過去にも何回も申し上げましたけれども、蟹江町の土地利用の状況が今のままでは、流入人口、外から入ってくる人口をふやすということも一つの方法ですけれども、それすらできないという

のがこの過去の10年間の事実でありましたし、じゃ、この先、土地利用をどうするのか、蟹江町の町としては宅地開発を進めて、市街化調整区域を外し宅地開発を進めて、人口ふえるという受け皿をつくっていかないことには、流入人口だって絶対にふえないじゃないですか。その辺の土地利用のことについてもお伺いしますけれども、平成、じゃ、今から10年後は、蟹江町の市街化調整区域とそれから市街化区域の割合はどのようになるように思っておられますか。

副町長 河瀬広幸君

それでは、少し土地利用の関係でご質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、今現在、市街化区域の面積の中で未利用地が、調査しましたところ約58ヘクタールほど市街化区域の中での未利用地がございます。今後、人口が減少していく中で、これ以上の市街化区域の拡大はなかなか難しい状況でございますので、今あるその58ヘクタールの未利用地をいかに利用していくか、これが今後の課題だと思っております。そのために、今回、都市計画マスタープランというのをつくりまして、それぞれ地域別構想の中で地域の特性に合った土地の利用を図りながら人口増も含めた基盤整備、それからほかの手法を使いながら整備を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

8番 中村英子君

市街化区域とそれから調整区域の割合は、10年後にはどのようになっていますでしょうか。

副町長 河瀬広幸君

現在は1,100ヘクタールのうち.....

(「割合を聞いています」の声あり)

割合は6対4の割合になっております。現在はなっております、そのうち未利用地がまだございますので、6、4の割合はほぼ変わらないと考えております。

以上でございます。

8番 中村英子君

土地利用につきましては、過去20年間、市街化調整区域を少なくし、そして宅地開発を進めなければならないという意見を申し上げましてきましてけれども、駅北の一部の今の区画整理事業の部分を除きまして、進展はいたしておりません。これから10年間に皆さんは、この土地利用の市街化調整区域と市街化の割合を逆転させるぐらいの力を持って物事がやれるのかどうか、非常に私としては疑問でありますので、そのことについてお伺いをしたわけですけれども、時間も迫っておりますので、あと5分ぐらいでお昼で皆さんもお腹がすきますので、そこで、このような人口減少で、小さな町は立ち行かなくなるというような現実の中で進められてきましたのが市町村の合併であります。国のほうは、もう平成の合併というこ

とで市町村の合併ということを推進してまいりました。当然だと思っんです。これは、やむを得ない部分がございます。こんなふうに税収も減って、人もふえて、このままいけば100年後の蟹江町、私たちは生きていけませんのでいいんですけれども、100年後の蟹江町には人口は半減するんですね、半分になってしまうというような状況の中で、各小さな市町は合併をしていきなさいというようなことがあったわけですが、当然この合併というものは、やっていけない町にとっては視野に入れていかなければならない問題だと思っんです。

そこで、問題解決のため、このような状況から脱皮するためには、合併ということの選択肢の一つとしてやむを得ないというところがあります。そこで第4次総合計画の中では、合併についてどのような取り扱いになっているかをお伺いしたいと思います。

政策推進室長 伊藤芳樹君

実際には、まだ第4次総合計画というのはでき上がっているわけじゃなくて、今の段階のことで申し上げます。

今の段階では、合併のことはどういうふうを考えているかという、実際にはその合併という言葉自体は、4次の総合計画の中には今のところは入っていないんです。具体的にどういふ言葉であらわそうかなと思っているのは、具体的に市町村合併という言葉は書いていないけども、広域行政の枠の中で周辺自治体との連携・協議を進めて、本町が進むべき方向性を模索していきたいんだと、そういう表現で考えています。

ただ、例えば今回、大治町の町長選が5月30日にあつて、大治町さんの動向が結構私もも気になるところでありますけども、大治町さんのその動向によって、またその表現的なことがまた変わってくるということも十分考えられるかなと、そんなふうには思っます。

以上です。

議長 伊藤正昇君

暫時休憩しま……

(「終わります」「延長しろ」「ちょっと延長したら、もう終わりますので」「ちょっと延長」「終わりますので、もう」の声あり)

8番 中村英子君

時間が来ていますので……

議長 伊藤正昇君

じゃ、延長して、お諮りいたします。10分ぐらい……

8番 中村英子君

ちょっと終わります、私も。

議長 伊藤正昇君

引き続き、それじゃ、どうぞ。

8番 中村英子君

ごめんなさい。早く終わりますので、申しわけないです。お昼になってますので、すみません。

それで、今ちょっと私が申し上げたいことは、最後に申し上げたいことは、今お聞きしますと、第4次総合計画の中でも合併については明確な方向は示されていないと、まだでき上がっていないのでというような話ですけども、23年度中にはこれをつくるわけですから、今その考えがないという話にはならないんですよ。ですけど、この合併のことが第4次には盛り込まれないというようなお話を今されました。

そして、私が蟹江町の進むべき道ということを考えていきますと、今申し上げましたように、非常にもう税収も減って、人も減って、そして高齢者は非常に30何%ということになって、大変な状況に落ち込んでいくんだと、これを回復するとしたら、皆さんは、これを自然現象から逆にもっと人をふやすためのことをやれといったら難しいですよ。これできるんでしょうか、2.幾つまでもするだとか、じゃ、蟹江町の出生率を私たち2以上にしますと、2.7で横ばいですので、それをふやそうとすれば3も要るわけですよ。そういうふうにできますといや、町の発展も将来も見えるかもしれないです。そして、土地利用の問題でも、もう市街化を進めますと、蟹江町は、名古屋市近郊の町として宅地開発して、そこで発展性を探っていきますと、その答弁がしっかりできたときに、蟹江町は合併のことを考えなくてもいいよということが言えると思うんです。そのことができないで、このまま減少状態の中に突っ込んでいくと、なったらいいなというような感覚で突っ込んでいってしまうと、でしたら、もう一方では、じゃ、この状態を脱するための解決策としては合併の方向というものを探っていかなければならないと、このことをきちんと方針として持たないで、この時点で町政運営をしていくということ自体に、私は、大きな考え方の基本の甘さというものを感じてならないわけですので、その辺の整合性、3万8,000人に対する政策の整合性、そしてそれができなければ町はどうしていくんだという方向性、そのことについてきちんと腹に据えてやっていただきたいということを最後に申し上げまして終わりますので、ごめんなさい、お時間をお昼過ぎまして、すみません。

じゃ、これで以上で終わります。

議長 伊藤正昇君

以上で中村英子君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会をします。

(午後 0時01分)